

武蔵野市第六期長期計画・調整計画
(令和6(2024)年度～10(2028)年度)

計画案 (素案) Ver.1.1

令和5(2023)年 9月

武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会

1 武蔵野市における長期計画・調整計画について

(1)これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づき計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道などの市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育・環境など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。平成23(2011)年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的な義務付けが廃止されたが、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、武蔵野市方式を制度化した武蔵野市長期計画条例を平成23(2011)年12月に制定した。

また、4年ごとに策定される長期計画のみならず、様々な市政課題解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメント(意見聴取)や意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、武蔵野市方式という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

このような市民自治の理念、市政運営のスタイルを未来へ継承し、発展させていくことを目的とした武蔵野市自治基本条例*(以下「自治基本条例*」という。)が令和2(2020)年4月に施行された。

第六期長期計画・調整計画においても、自治基本条例*及び武蔵野市長期計画条例に基づき、これまで培ってきた武蔵野市方式による策定方式を継承しつつ、対面のみならずオンラインによる策定委員会の傍聴や意見交換・ワークショップの実施のほか、中高生世代と策定委員会の意見交換などの新たな手法を試みながら、より多様で広範な市民参加によって策定している。

「武蔵野市方式」について

武蔵野市方式とは、市民参加・議員参加・職員参加による策定をはじめとする、下記のような、長期計画を中心とした計画的市政運営に関するシステムのことをいう。

- 地域生活環境指標の作成や人口推計等の調査等の実施による、計画策定に必要な基礎データの整備と公開
- 市民意識調査等の実施による市民ニーズの把握
- 市民委員による策定委員会を設置し、計画案を策定
- 策定過程における市民参加・議員参加・職員参加の実施
- 策定過程における市民参加のため、討議要綱及び計画案の概要版を市報特集号で全戸に配布
- 市長及び市議会議員の任期にあわせた4年ごとの見直しによる実効性の担保
- 長期計画・調整計画と予算・決算の連動
- 長期計画・調整計画に掲げた施策・事業を各市民委員会や市民参加により実施
- 長期計画に基づき毎年主要事業を指定し、進行管理を実施

1
2 **(2)調整計画の役割と位置付け**

3 10年間を計画期間として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画と
4 している。この中で、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実
5 行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものと規定しており、これが調整計画の策定
6 にあたる。

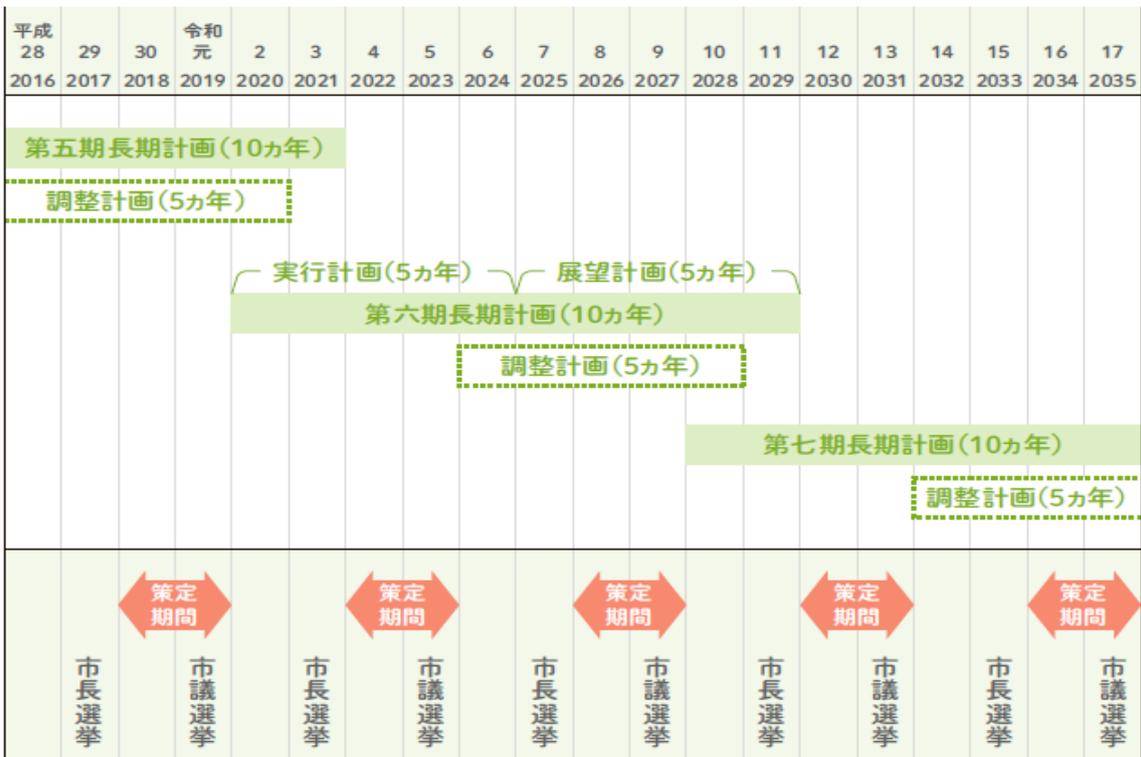
7 調整計画は、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の見直しは行わず、実行計画に掲げた施
8 策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策への対応、展望計画として掲げた施策の検討、長期
9 計画策定時からの社会状況の変化により求められる施策についての議論を主軸に、時代背景に
10 応じて見直し、策定するものである。

11
12 **(3)計画期間と計画見直しのサイクルについて**

13 現在は令和2(2020)～11(2029)年度の10年間を計画期間とする第六期長期計画に基づき市
14 政運営を行っており、調整計画では、長期計画における令和6(2024)～10(2028)年度において
15 の市の政策を見直していく。

16 なお、円滑な市政運営のため、計画期間の最後の1年は次の計画と重複させて策定することと
17 しており、実質的には市長の任期に合わせた4年ごとの見直しを行っている。

18
19 **■計画期間と計画見直しのサイクル**



20
21
22 **(4)策定の流れと本計画案について**

23 武蔵野市第六期長期計画・調整計画は、令和4(2022)年度から2カ年度にわたって策定を行っ
24 ている。策定にあたっては、令和4(2022)年5～8月にかけて、オンラインによる無作為抽出市民ワ

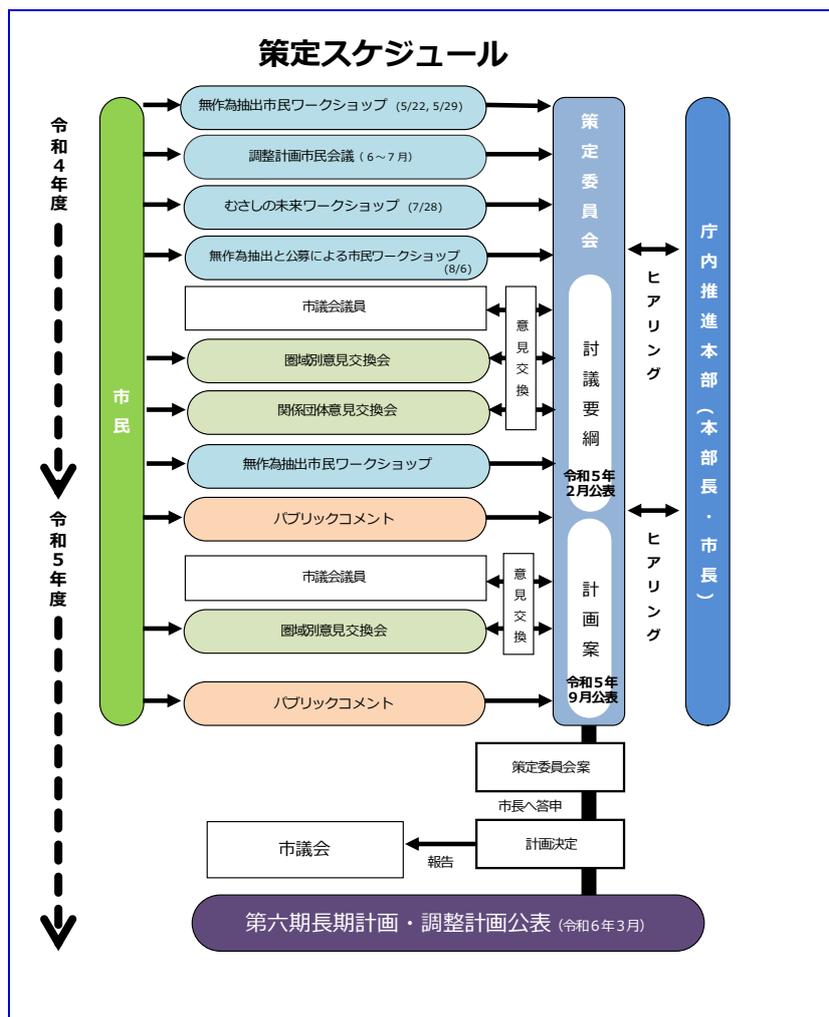
1 ワークショップ及び中高生世代向けのむさしの未来ワークショップ、また無作為抽出及び公募による
 2 対面での市民ワークショップを開催した。6月には武蔵野市第六期長期計画・調整計画市民会議
 3 が設置されるとともに、8月には、市内在住の有識者、公募により選出された市民及び副市長から
 4 なる武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)が設置された。
 5 策定委員会では、各種計画や報告書などを参考に、議論が必要と思われる課題・論点について
 6 「討議要綱」としてまとめ、令和5(2023)年2月に公表した。

7 この討議要綱に対して、市民や関係団体、市議会議員などから広く意見を聴取するとともに、令
 8 和5(2023)年3月には無作為抽出による市民ワークショップ、4月には教育委員との意見交換、5
 9 月には中高生世代との意見交換なども実施したうえで、武蔵野市第六期長期計画・調整計画の原
 10 案となる「調整計画案」を作成した。討議要綱と同様に、本計画案についても様々な手法により市
 11 民や関係者との意見交換を行い、広く意見を求める。また、本計画案に係る市民の意見は、策定
 12 委員会事務局である市総合政策部企画調整課宛に、Eメール・意見提出フォーム・郵送・ファクス・
 13 持参等、表紙に記載の方法で、令和5(2023)年●月●日(●)までにお届けいただきたい。

14 計画案に対して得られた意見を踏まえたうえで、本年11月頃には、策定委員会案を市長に答申
 15 する予定である。

16 市長は答申された策定委員会案を尊重して調整計画を決定し、市議会への報告を経て、令和6
 17 (2024)年3月に第六期長期計画・調整計画が公表される予定である。

18
 19



2 基本的な考え方

昭和46(1971)年に策定した本市の最初の基本構想・長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、これを本市の市政運営の基本原則として位置付け、現在に至るまで継承している。

本調整計画の前提となる第六期長期計画では、本市で培われてきた市民自治の伝統を継承していくことを確認し、これをさらに発展させていくための4つの原則を掲げ、長期計画における基本的な考え方としている。本調整計画においても、この基本的な考え方を継承する。

なお、この原則は、自治基本条例*にも継承され、本市における自治の基本原則として本条例の第3条に規定されている。

(1) 計画に基づく市政運営

本市の将来を見通した計画的な市政運営を行うことを原則とする。長期計画をはじめとして、個別計画を含め、本市の計画は、市民や多くの関係者の意見を反映させて強い規範性を持つ計画として策定する。長期計画は、各分野の個別計画との整合性を確保しつつ、市政全体を俯瞰したうえで、財政計画に基づき、総合的な見地から、市政の向かう大きな方向性を明らかにし、優先化・重点化すべき政策を明示する。

(2) 情報共有の原則

市政への市民参加を推進していくために、行政の公正性と透明性を確保し、市政情報の積極的な共有を推進していくことを原則とする。市民自治の重要な要素である市民参加は、様々な情報が適切に市民に伝わって初めて成し得るものであり、その前提となるのが市民との情報共有・市民への情報提供である。

(3) 市民参加の原則

市政全般にわたって、市民自治の原点とも言える市民参加を推進していくことを原則とする。市は、様々な立場にある市民からの意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努める。そのために、市は市民参加の機会を整備するとともに、より進んだ市民参加のあり方について、市民の意見を踏まえて追求していく。

(4) 協働の原則

市政運営においては、市民自治のさらなる発展へとつながる協働の取組みを推進していくことを原則とする。多様化する公共的な課題への対応には、従来の行政サービスだけでは十分に対応することができないことも多くなっている。市民、市民活動団体、企業等の多様な主体と行政とが、課題意識とまちを良くしていこうという意識を共有し、対等の立場で各々の強みを生かしながら協働していくことが、豊かな地域社会の創造へとつながっていく。

3 第六期長期計画における基本目標等について

第六期長期計画における目指すべき姿と、それを実現するための基本目標及び前提となる基本課題は下図のとおりである。5つの基本課題は、市政全般に係る分野横断的な課題として抽出したもので、5つの基本目標に対して横串の関係となり、それぞれが相互に関連する課題である。



(1) 第六期長期計画における目指すべき姿

誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち

(2) 基本目標

① 多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

市民一人ひとりの生き方や価値観の多様化が進んでいる。また、様々な異なる背景を持つ市民の多様化も進んでいる。全ての市民があらゆる場面でお互いを認め合い、理解し合うことにより、寛容性が育まれ、人と人とのつながりが生まれる。このつながりが信頼感を醸成し、地域での見守りや支え合いの基礎となる。誰もが安心して住み続けられるよう、一人ひとりの多様性を認め合う、誰も排除しない支え合いのまちづくりを推進する。

② 未来ある子どもたちが 希望を持ち健やかに暮らせるまちづくり

子どもは、まちにとって未来である。子どもがこの武蔵野市でそれぞれの個性をひらき、のびのびと育つことによって、まちが未来へと続く。子どもはまちの希望であり、活力の源であるとの認識を市民全体で共有する。そのうえで、地域全体で子ども・子育てを見守り、支援していくことで、子どもを安心して産み育てられ、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくりを推進する。

③コミュニティを育む 市民自治のまちづくり

武蔵野市は、市民自治のまちとして発展してきた。その核となっているのは地域のコミュニティによる支え合いである。人々の価値観が多様化している中で、コミュニティのあり方も変化している。この変化に対応し、地域の中で多様な主体同士の連携や協働により新たなチャレンジを重ねることで市民自治が進展していく。そして、この市民自治を通じた人と人との結びつきが、周りの市民の意識にも影響を与え、さらにコミュニティのつながりが育まれるという好循環のまちづくりを推進する。

④このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

武蔵野市が将来にわたって「住みたい、学びたい、働きたい、訪れたいまち」であり、さらに「住んで、学んで、働いて、訪れてよかった、楽しかったまち」となることを目指す。そのために、市民がそれぞれの価値観に合った生き方を実現できるための総合的な施策を充実させるとともに、武蔵野市の持つ多様な魅力や価値を内外に発信し共有していくことにより、まちの活力を向上させる。

⑤限りある資源を生かした 持続可能なまちづくり

魅力と活力があふれる持続可能なまちを、責任を持って継承していくことが、今を生きる我々の責務である。未来に向けての積極的な投資を行えるよう、健全な財政を堅持するための最大限の工夫と努力をしながら、環境、福祉、経済、教育、文化等、多様な側面から、有限の資源である人材や物資、財源に加え、情報も含めて資源の有効活用を最大限に図り、持続可能なまちづくりを推進する。

(3) 基本課題

A 少子高齢社会への挑戦

今後さらに少子高齢社会が進展していく。本市が持続可能なまちであるために、子どもが安心して成長できる環境のさらなる充実や、市民の健康寿命*を延ばす取組み等を進める必要がある。また、市民が生活していくうえでの課題が多様化する中、課題解決のためには様々な知見や人材の関わりが重要であることから、新たな担い手の発掘と育成を促進し、地域におけるまちぐるみの支え合いの取組みを進めていく必要がある。

B まちの活力の向上・魅力の発信

本市の人口は、今後もしばらくは伸びが続くと推計しているが、緑や街並みを大切にされた良好な住環境を守る方向性は堅持しつつ、より戦略的なまちづくりにより、これまで市民とともに作り上げてきた本市の個性と魅力を磨き上げ、それを内外に発信していくことで、現在の市民に長く住み続けてもらうとともに、将来の市民につながる転入希望者を増やし、まちの活力を向上させていく必要がある。

C 安全・安心を高める環境整備

近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生している。また、巧妙化する犯罪等に対する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や防犯力の向上が求められている。あわせて、様々な分野において「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、セーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。

D 公共施設・都市基盤施設の再構築

住民サービスの基盤であり、さらにはまちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公共施設や都市基盤施設が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財源を確保するために、行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、適正な規模や水準について考えていく必要がある。

E 参加・協働のさらなる推進

地域における公共的な課題は、多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い、役割を分かち合って取り組んでいく必要がある。様々な主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく必要がある。

(4)重点施策について

①武蔵野市ならではの地域共生社会*の推進

全ての市民が、その年齢、状態、国籍にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した、継続的かつ体系的な支援を行っていく。このことによって、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が包摂され、一人ひとりの多様性が認められる、支え合いのまちづくりを推進する。

②子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制の確立

全ての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるよう、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子どもと子育てを応援するまちの実現を図る。そのために、様々な段階での相談支援の体制として、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立し、地域社会全体で子どもと子育てを応援する施策を充実させ、子どもの「生きる力*」を育むための多様な施策を推進していく。

③いつでも安全・安心を実感できるまちづくりの推進

発生が予想される首都直下地震等に対応するため、多様な主体と連携して災害への備えを拡充し、市民、来街者等の全ての生命を守る取組みを強化するとともに、建築物の耐震性の向上等により都市の防災機能を高める。刑法犯認知件数*は減少している一方、特殊詐欺*等の被害は依然として多いため、被害を未然に防止し、市民の安心感を高めていく。

1
2 **④豊かな文化の発展と活力をもたらす産業の振興**

3 本市では、豊かで多様な市民文化を土台に、「武蔵野市」を特徴づける都市文化が形成され
4 てきた。また、都内有数の商業集積地である吉祥寺を中心として、小売業、飲食業、サービス業
5 をはじめとする産業が発展するとともに、文化の発信地としても認知されてきた。働き方や価値観
6 の多様化が進む時代において、新たなライフスタイルを提供できるよう、さらなるまちの魅力を創
7 出し、発展させていくため、武蔵野市文化振興基本方針に基づく施策を展開し、豊かな暮らしを
8 支える産業を振興していく。

9
10 **⑤三駅周辺の新たな魅力と価値の創造**

11 本市には吉祥寺駅、三鷹駅、武蔵境駅があり、それぞれの駅周辺には培ってきた文化、緑の
12 空間を含む良好な都市景観等があり、魅力的なまちが形成されている。今後も、各駅周辺で積
13 み重ねてきた風土や文化、活動を大切にしつつ、市民や市民活動団体、事業者等の様々な主
14 体によるまちづくり活動の始動を支援し、地域特性を生かしたまちづくりを進める。また、市民等
15 による自発的・自立的なエアーマネジメント*活動の展開を支援し、公共空間の社会的で文化的
16 な価値を創出していく。

17
18 **⑥武蔵野が誇る緑を基軸とした環境都市の構築**

19 暮らしに潤いや安らぎをもたらす緑は、本市の良好な住環境を形成する重要な役割を担って
20 いるが、維持管理の負担等から、私有地では減少傾向にある。本市の実情を踏まえながら、これ
21 からも日々の暮らしの中で緑を楽しむことができるまちづくりを推進していく。

22 また、地球環境は有限であり、人間の活動が地球温暖化をもたらしているという課題を認識し
23 たうえで、環境に配慮した行動を実施する必要性がより一層高まっている。クリーンセンター及び
24 環境啓発施設エコプラザ(仮称)(注)を中心とし、環境への配慮の大切さ、日常生活と環境問題
25 とのつながりを発信することで、市民一人ひとりの行動を促し、人と自然が調和する環境都市を
26 構築していく。

27
28 (注)環境啓発施設エコプラザ(仮称)

29 第六期長期計画策定後の令和2(2020)年11月に、環境啓発施設「むさしのエコreゾート」*と
30 してオープンしている。

31
32 **⑦時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展**

33 市民自治の原則は、昭和46(1971)年に策定した最初の長期計画以来、本市における市政運
34 営の基本原則となってきた。これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史を将来に
35 わたり継続し、発展させていくため、市政運営のルールを武蔵野市自治基本条例*として明記し、
36 定着させていく。

37 一方で、市民自治における参加者や担い手の固定化、担い手の負担感の増加等の課題があ
38 るため、若者世代の参加を促し、その活動を支援するなど、参加者の裾野を広げる取組みを新
39 たに進める必要がある。

1 市と市民との「情報共有」により「市民参加」が進み、「協働」につながっていくという循環の仕
2 組みを構築し、これまで大切にしてきた市民自治の理念を継続しつつ、時代に合った新たな手
3 法を常に検討し、さらなる市民自治の発展を図る。

5 **⑧未来につなぐ公共施設等の再構築**

6 公共施設及び都市基盤施設の老朽化に対して、限りある財源の中で、各施設の質や総量の
7 適正化を総合的に検討し、計画的に維持・更新を進めていく必要がある。必要な公共サービス
8 を維持し、向上させ、まちの魅力や文化の醸成を図り、新たな価値を創造していくため、多様な
9 価値観を認め合える幅広い合意形成を図りながら、武蔵野市公共施設等総合管理計画に基づ
10 き、公共施設及び都市基盤施設の計画的な更新と再構築を進めていく。

4 市政を取り巻く状況について

(1) 社会経済情勢等の変化

① 新型コロナウイルス感染症の影響

第六期長期計画は、新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、日本においても感染が急速に拡大していた令和2(2020)年4月から始まった計画である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、小中学校の長期にわたる臨時休校等や、緊急事態宣言発出に伴う不要不急の外出制限、飲食店等の営業の自粛要請のほか、ソーシャルディスタンスの確保などが要請された。また、対面による会議や授業、イベントの実施、交流等も自粛・制限されるようになり、市民生活に大きな変化をもたらしたほか、地域経済にも大きな影響を与えた。

こうした変化に対応した「新しい生活様式」の定着が求められ、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、3密(密集・密接・密閉)の回避のほか、テレワークやWEB会議、オンライン配信を取り入れたイベントの実施などデジタル技術を活用した取組みが進められてきた。その一方で、社会の変化に伴う失業や廃業・倒産による生活困窮者*等の増加や、人と人のコミュニケーションの希薄化、まちぐるみの互助の取組みの停滞、高齢者のフレイル*の進行等が課題となった。

令和5(2023)年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へと移行した。これに伴い、人々の流れや経済活動、様々なイベント、交流等において、感染症流行前の日常への回復が期待される。また、新型コロナウイルス感染症流行の経験によって得た知見や技術を活用しつつ、今後は人流や経済活動を止めることがないよう、社会生活、経済生活の持続的な発展に向けて取り組む必要がある。

② 現代社会における様々な変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、世界や日本全国の状況をはじめとして、市政を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の流行により、一時的に人流や経済活動等が停滞した影響のほか、ウクライナ情勢等による原油価格・物価高騰の影響、近年の世界的な気候変動がもたらすあらゆる場面での深刻な影響や、急速な人口減少と少子高齢化、また国が示した自治体DX*(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画を踏まえたデジタル化の動きが急速に進むことで起こる様々な社会の仕組みの変革等、第六期長期計画策定後に大きな変化があり、さらにこれまで経験してこなかった新たな事象が起こる可能性がある。

今後発生する課題に対し、徹底した情報共有・市民参加を進め、市民自治・市民協働を一層充実させていき、課題を乗り越えていくことが求められる。

こうした背景を踏まえ、本調整計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を以下に挙げる。

◆ 原油価格・物価高騰による経済の悪化

○ 光熱水費や食材費等の高騰による市民生活、経済活動への影響

コロナ禍の長期化により、世界規模で経済活動が停滞する中、国際的な景気の悪化は食品類や日用雑貨の製造に欠かせない原材料の価格にも影響した。また、令和4(2022)年2

1 月24日に開始されたロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻も、原材料価格の高騰に大きく影響した。こうした状況による光熱水費や食材費等の高騰は、市民生活や経済活動へ深刻な打撃を与え、さらに景気を下押しするリスクとして悪循環を生んでいる。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことも踏まえ、景気回復に向けた市民生活・経済活動を支える取組みが求められる。

7 ○生活困窮者*、家計急変者*の増加

8 新型コロナウイルス感染症流行の影響に伴う失業や収入の減少により、家計が急変し、生活に苦しむ人が増加した中で、引き続き物価高騰等の影響により、経済的に困窮する人がさらに増加するおそれがある。そうした生活困窮者*や家計急変者*に対し、これまでも臨時特別給付金の支給による支援を進めており、令和5(2023)年度においても、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した支援が行われている。

14 ○調達不安による公共工事の遅延等

15 原材料価格高騰に起因する資材不足が公共工事における入札不調や工期の延長等の影響を与えている。公共工事の遅延は、様々な市民生活への影響に直結することが懸念されるため、適切な工期確保かつ確実な工事履行に向けた取組みが必要である。

19 ◆地球環境問題の深刻化

20 ○自然災害被害の甚大化(風水害・猛暑・地震)

21 地球温暖化の進行に伴い、全国的には台風や豪雨の規模や頻度が増大化しており、川の氾濫や土石流、がけ崩れなどの風水害・土砂災害の発生が各地で後を絶たない。都市部においては、人口や建築物が集中し、ライフラインや交通機関等が高密度に整備されているため、大規模震災等が発生した場合の家屋や高層建築物の倒壊、大規模な火災の発生が予想されるほか、集中豪雨が発生した場合の道路冠水や浸水等の発生が予想される。また、年々気温の上昇が著しく、屋外活動における熱中症の救急搬送も増加している。

28 ○環境の変化による資源確保への影響

29 地球温暖化が進むことで、気温上昇や異常気象による農業生産量の減少や、海洋生態系の損失による水産資源不足など、食料を確保するうえで多くの影響を受けることが予測される。また、発展途上国の経済成長と人口増加により、世界的には今後エネルギー消費量の大幅な増加が見込まれ、燃料資源や鉱物資源の資源獲得競争も激化すると懸念されている。限りある資源を効率的に利用していくことで、持続可能な社会を構築することが求められる。

35 ○脱炭素社会の実現に向けた取組み、再生可能エネルギーの導入

36 地球温暖化への対策はこれまでも世界的に取り組んできたが、温室効果ガスの排出量は引き続き増加傾向にあり、世界の平均気温も上昇している。平成27(2015)年に「パリ協定」が採択されたことを契機に、我が国においても平成28(2016)年度に「地球温暖化対策計画」が策定され、令和2(2020)年には2050年カーボンニュートラル宣言が表明され、温室効果ガス

1 排出量の削減目標（2050年ゼロ、2030年度46%）の達成に向けた施策が展開されている。ま
2 た、太陽光や風力、バイオマスといった再生可能エネルギー導入の推進が求められる。

4 ◆少子高齢社会の一層の進展

5 ○人生100年時代*

6 長寿命化により、100歳までの人生は珍しくなくなっている。この長い人生を充実させるため
7 には、年齢区分を前提とした発想ではなく、教育・学習機会の充実、性別役割分業を超えた
8 多様な働き方の実現、経験や社会関係などの無形資産の重要性が指摘されている。そこで、
9 年少期から学齢期、成人期を経て高齢期に至るまで生涯にわたって活躍できる場を持ち、活
10 躍するための能力や資産、健康を維持、向上させることが大切となる。政府は平成30（2018）
11 年6月に「ひとつくり革命基本構想」をまとめ、幼児教育・高等教育の無償化、大学改革、リカ
12 レント教育（学び直し）、高齢者雇用促進の政策の実施を明記している。

14 ○労働力不足

15 平成24（2012）年以降増加が続いていた日本の労働力人口（15歳以上で働く意思と能力が
16 ある人の合計で、失業者も含む）は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和2（2020）年
17 で減少に転じ、それ以降伸びていない状況にある。特にコロナ禍においては、「宿泊業・飲食
18 サービス業」での就業者の減少が大きく、また、「建設業」においても減少が見られた。そのよ
19 うな中でも「医療・福祉」や「IT人材」へのニーズは高まっているが、日本の総人口は平成23
20 （2011）年以降減少を続けており、人手不足が懸念される。今後も生産年齢人口（15歳以上65
21 歳未満の人の合計）の減少が続く中、女性や高齢者・外国人・障害者など誰もが働きやすい
22 環境を整備し、必要な労働力を確保するとともに、AI*等のデジタル技術を活用した労働生産
23 性の向上が求められている。

25 ○働き方改革

26 官民をあげて、多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて取組みが行われている。平
27 成30（2018）年に働き方改革関連法が成立し（平成31（2019）年4月から順次施行）、長時間労
28 働の是正や非正規雇用の処遇改善等の一連の制度改正が進められている。また、令和6
29 （2024）年度より時間外労働の制限が運送・物流、建設業等にも適用されることから、物流の
30 停滞や企業等の利益減、運送費用の上昇等、複合的な課題も懸念されている。

32 ○親や子を支える家族の不在や支援の不足（8050問題*、ヤングケアラー*問題）

33 ひきこもり*の子の生活を高齢の親が支える8050問題*や、家族にケアを要する人がいる場
34 合に、18歳未満の子どもが大人の担うようなケア責任を引き受け、家事等を行っているヤング
35 ケアラー問題*が社会問題となっている。こうした家族を支える当事者への相談支援体制や、
36 分野横断的な連携によって支援する体制の構築が必要である。

38 ◆DX*の推進

39 ○行政手続のオンライン化

1 デジタル技術の急速な発展や、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として実施したオン
2 ラインによるサービス提供、テレワーク等の働き方の導入などにより、社会全体が急激に変化
3 している。行政手続においても、従来からの対面重視、紙面による申請手続から、オンライ
4 ン相談やオンライン申請など、窓口へ来庁することなく行える手続が増えており、市民サー
5 ビスや業務生産性の向上につながっている。

7 ○AI*、RPA*等のデジタル技術革新

8 AI*やRPA*等のデジタル技術の進展に伴い、自動翻訳や自動車の自動運転など、労働力
9 不足を補うことが期待されるほか、定型的な事務処理業務を自動化するなど、業務の効率化
10 や働き方改革における対策として期待される。また、直近においてはChat GPT*などの生成
11 AI*の活用が増加しており、幅広い分野での業務変革が期待される一方で、急速なスピード
12 で発展するデジタル技術の適切な活用が課題にもなっている。

14 ○マイナンバーカードの普及及び活用

15 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として、平
16 成28(2016)年1月1日より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されて以降、マ
17 イナンバーカードの交付や各種証明書のコンビニ交付、マイナポイントの付与、健康保険証と
18 しての利用など、様々なサービスが展開されている。マイナンバーカードの交付率は、令和5
19 (2023)年4月末時点で69.8%となっており、マイナポイントが開始された令和2(2020)年より
20 交付率は急激に伸びている。一方で、公金受取口座の誤登録や健康保険証の紐づけ誤りな
21 ど、個人情報の取扱いにおける不安が浮き彫りとなっている。

23 ○キャッシュレス化の進展

24 クレジットカードやICカードなどの電子マネー、スマートフォンでの二次元バーコード決済な
25 ど、現金を使わずに支払いをするキャッシュレス化は、新型コロナウイルス感染症対策を契機
26 に急速な進展を見せている。平成27(2015)年で18%だった日本のキャッシュレス決済比率は、
27 令和4(2020)年では36%まで伸び、政府が掲げている令和7(2025)年に40%とする目標に
28 迫っているが、他国と比較するとまだ遅れている状況にある。キャッシュレス化の進展により、
29 日常生活での利便性向上、現金管理のコスト削減と業務効率化、税収向上などの効果が見
30 込まれる。

32 ◆国際社会の動向

33 ○新型コロナウイルス感染症の流行

34 新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大し、日本においては74,694人(令和5(2023)年5
35 月7月時点)(注)もの尊い命がこの感染症によって奪われた。先行きの見えない不安の中、
36 様々な制限や自粛による感染対策が行われ、人流や経済活動が停滞し、社会生活に大きな
37 変化がもたらされた。一方で、ワクチン開発による感染対策やデジタル技術を活用した新たな
38 取組みなど、この経験により得た知見や技術もある。感染症法上の位置付けが5類へ移行し
39 た後においても、流行を繰り返すウイルス自体がなくなったわけではないため、この経験を生
40 かした今後への備えが必要である。

1
2 (注) 日本における新型コロナウイルス感染症による死者数

3 厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の感染者数や死者数等のデータをホームペ
4 ージで公開しているが、感染症法上の位置付けが変更されたことに伴い、令和5(2023)年5
5 月7日分のデータが最終集計値となっている。

7 ○ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻

8 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻が令和4(2022)年2月24日に開始されてから1年
9 以上が経過し、今もなお多くの尊い命が奪われ、多くの破壊行為が続いている。同時に、原材
10 料価格の高騰を引き起こし、世界経済への影響を与えている。一日も早い終戦と平和が訪れる
11 ことが望まれる。

13 ○SDGs* 達成への取組み

14 SDGs*(持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された平成28
15 (2016)年から令和12(2030)年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するため、貧困
16 や教育、エネルギーなど17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取
17 り残さない」ことを目指している。SDGs*は発展途上国だけでなく先進国も対象となり、また企業
18 やNGO(非政府組織)も対象となる普遍的な目標である。自治体が抱えている課題解決や、持
19 続可能なまちづくりの手段としてSDGs*の導入が始まり、企業においても社会的価値の向上、
20 ビジネスチャンスや新たなパートナーシップにつながるため、SDGs*の達成を目指した取組み
21 が広がっている。

23 ○グローバルな人口移動の変化

24 政府が観光立国を目指す方針を打ち出して以降、日本を訪れる外国人旅行者(インバウン
25 ド)は、令和元(2019)年には過去最多の3,188万人となった。2020年東京オリンピック・パラリン
26 ピック競技大会の開催によるさらなる増加が期待されたものの、新型コロナウイルス感染症の流
27 行により、同大会は延期となったほか、感染症対策としての入国制限等の影響により、外国人
28 旅行者は激減した。一方で、令和4(2022)年10月の入国緩和以降、日本を訪れる外国人は増
29 加傾向にあり、世界的な人口移動も活発さを取り戻している。

31 ◆国の動向

32 ○全世代型社会保障*の構築

33 全世代型社会保障とは、全ての世代にとって安心できる社会保障であり、年齢に関わりなく、
34 全ての国民がその能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに
35 応じて必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。本格的な「少子高齢化・
36 人口減少時代」に対応するため、戦後70年以上の歴史の中で、国民生活の安定や経済社会
37 の発展に大きく貢献してきた日本の社会保障の全体像をいま一度俯瞰し、その再構築を図るこ
38 とが求められている。

1 ○こども家庭庁の創設

2 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組み・政策を社会の真ん中に据え
3 て(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こど
4 もの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、そ
5 の司令塔として令和5(2023)年4月1日にこども家庭庁が設置された。こどもや子育て当事者
6 等の意見を政策立案に反映する仕組みの導入など、こども政策をさらに強力に進めていくため
7 の取組みや体制強化が図られている。

8 ○デジタル庁の設立

9
10 日本のデジタル社会形成の司令塔として、令和3(2021)年9月1日にデジタル庁が設立され
11 た。未来志向のDX*を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを一気呵成で作りに上げる
12 ことを目指している。徹底的な国民目線でのサービス創出やデータ資源の利活用、社会全体
13 のDX*を通じ、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、取組みが進め
14 られている。

15 ○為替の急激な変動

16
17 新型コロナウイルス感染症の流行は、世界経済の不安定さを生み、為替相場にも影響を与
18 えた。急速な円安により、食料品や衣類、機械類やエネルギー資源などの輸入コストが上がり、
19 家計へ大きな影響を与え、その状況は今もなお続いている。新型コロナウイルス感染症の感
20 染症法上の位置付けが5類へ移行したことに伴い、金融経済の回復に期待する一方で、ウク
21 ライナ情勢による不安定さはまだ続くものと見られ、国民生活への影響が懸念される。

22 ○外国人材受入れ制度の拡大

23
24 少子高齢化や労働力人口減少の進行に伴い、日本における人手不足は顕著であり、その
25 状況を改善するため、外国人労働者の受け入れは必要不可欠である。政府は令和4(2022)
26 年6月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」や「外国人と
27 の共生社会の実現に向けたロードマップ」を示し、積極的に外国人材を受け入れる姿勢を示
28 している。

29 (2) 将来人口推計

30
31 本推計は推計対象となる人口及び世帯数に関して、将来予想される変化を把握するために、将
32 来推計に必要な基礎データを元に、一定の条件を設定して算出したものである。

33 本推計は直近の5年間(平成29年(2017年)～令和4年(2022年))を趨勢期間として設定し、
34 コーホート要因法(注)を用いて行った。なお、趨勢期間中の本市の総人口は約4,000人増加
35 しており、その増加傾向を踏まえた推計値となる。また、あらゆる推計に共通し、推計時を起点と
36 し先の将来の推計値ほど、推計値と将来の実績値が乖離していく可能性が高くなる傾向にある。
37 本推計ではこれに対応するため、4年ごとの推計実施と、人口が推計値から一定の基準(総人口の
38 1%程度)以上乖離した状況が1年間続いた場合には、推計の見直しを行うこととしている。

1 (注)コーホート要因法

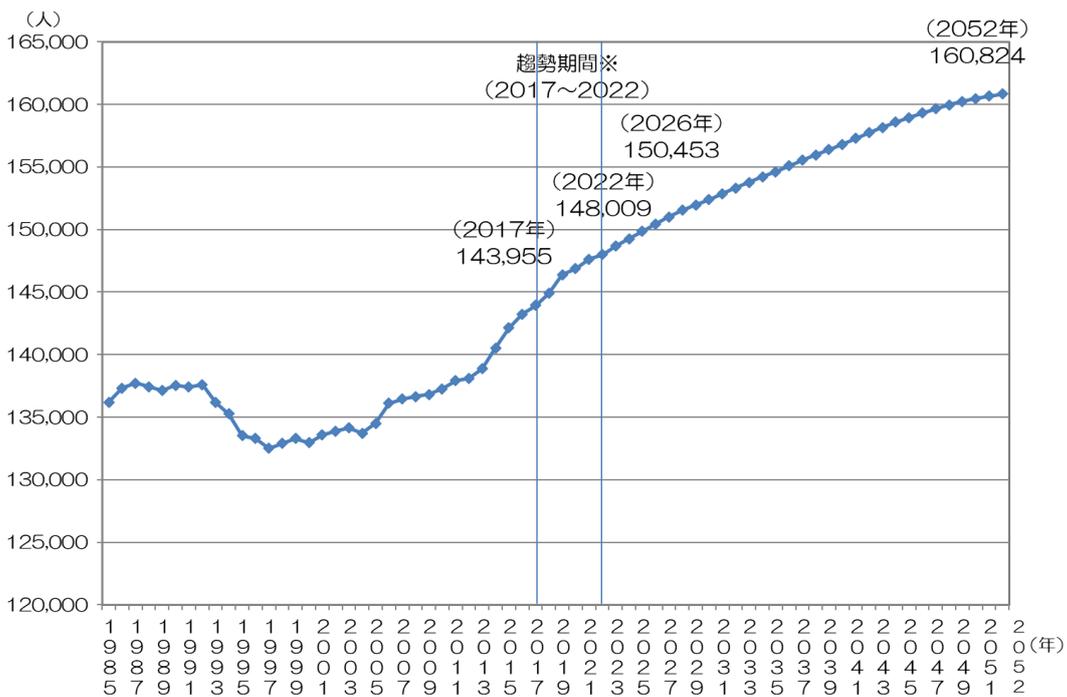
2 コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因(死亡、出
3 生及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法である。すでに生存する人口について
4 は、加齢とともに生ずる死亡と国際人口移動を差し引いて将来の人口を求める。また、新たに生ま
5 れる人口については、再生産年齢人口に生ずる出生数とその生存数、ならびに人口移動数を順
6 次算出して求め、翌年の0歳人口として組み入れる。(出典:国立社会保障・人口問題研究所)

7
8 本市の総人口は直近5年間で約4,000人増加しており、現在約14万8,000人となっている。令和4
9 (2022)年に本市で実施した将来人口推計によると、直近の増加傾向を踏まえて、3年後の令和8
10 (2026)年には15万人を突破し、令和34(2052)年には約16万1,000人になると推計している。

11 そのうち、日本人人口は、現在の約14万5,000人から、令和34(2052)年には約15万7,000人にな
12 ると推計している。

13 外国人人口は、現在の約3,000人から、令和34(2052)年には約4,300人になると推計している。

16 ■将来人口(総人口)

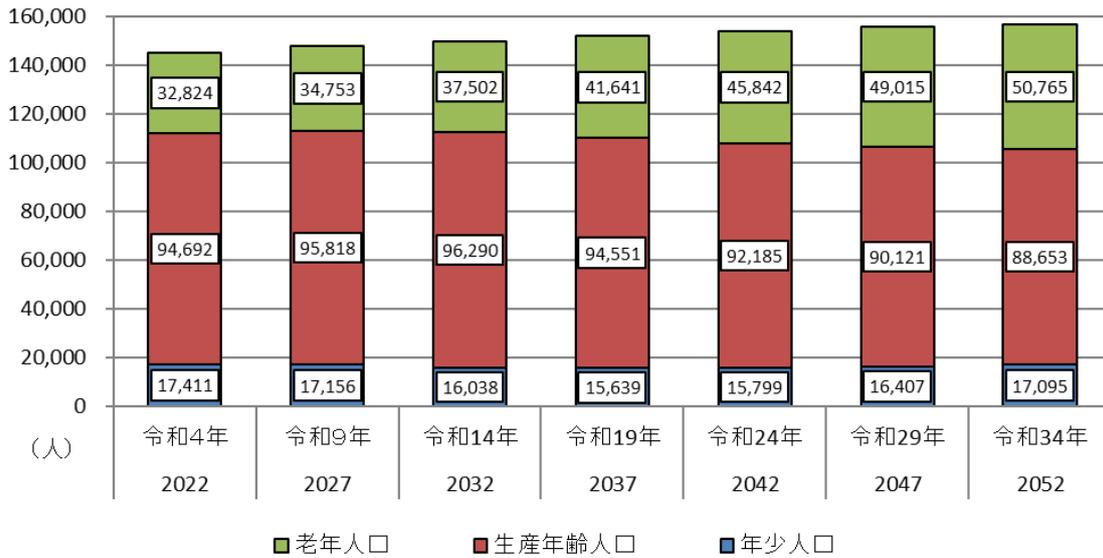


17 資料) 武蔵野市の将来人口推計(令和4(2022)年~令和34(2052)年)

18 ※趨勢期間:この期間の出生、死亡、移動等の人口の変動要因に基づいて将来人口を推計する。人口推計の基礎となる期間。

19
20 日本人人口の内訳を年齢3区分人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、令和4(2022)年に
21 22.6%の老年人口比率(高齢化率)は、令和34(2052)年には32.4%に達し、特に後期高齢者の割
22 合が増加することが見込まれる。一方、年少人口比率は、令和4(2022)年の12.0%から、増減を経
23 て、令和34(2052)年には10.9%になると見込まれる。また生産年齢人口比率は、令和4(2022)年
24 の65.3%から、令和34(2052)年には56.6%まで低下すると見込まれる。

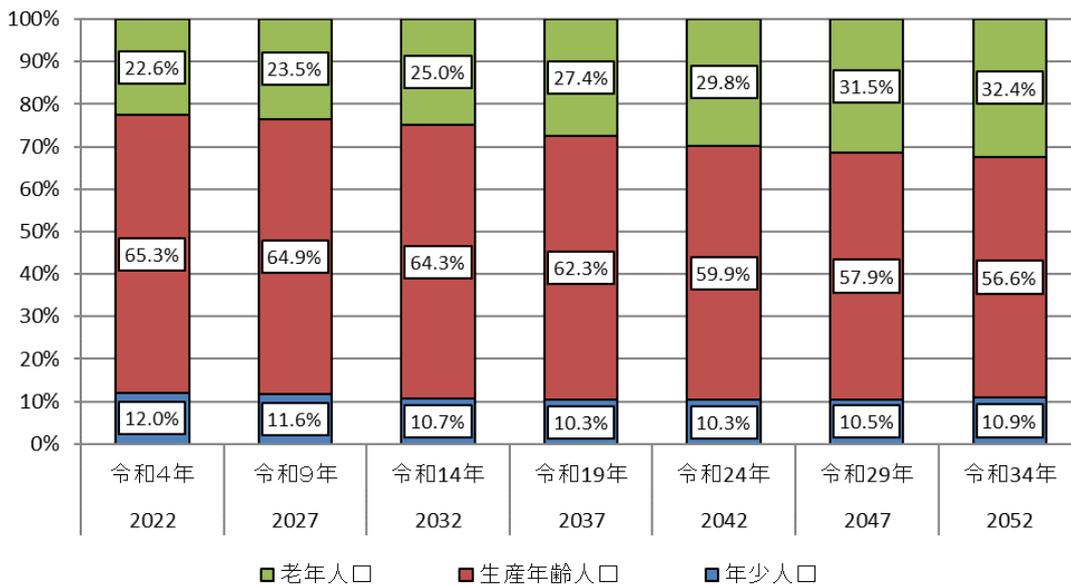
1 ■将来年齢3区分人口（日本人人口）



2

3

4 ■将来年齢3区分人口比率（日本人人口）



5

6

7

8

9

参考1) 令和34(2052)年の全国値: 老年人口比率37.9%、生産年齢人口比率51.6%、年少人口比率10.5%
(国立社会保障人口問題研究所における平成29(2017)年推計)

参考2) 年少人口は0歳から14歳まで、生産年齢人口は15歳から64歳まで、老年人口は65歳以上の人口を表す。

10

11

12

13

14

15

16

17

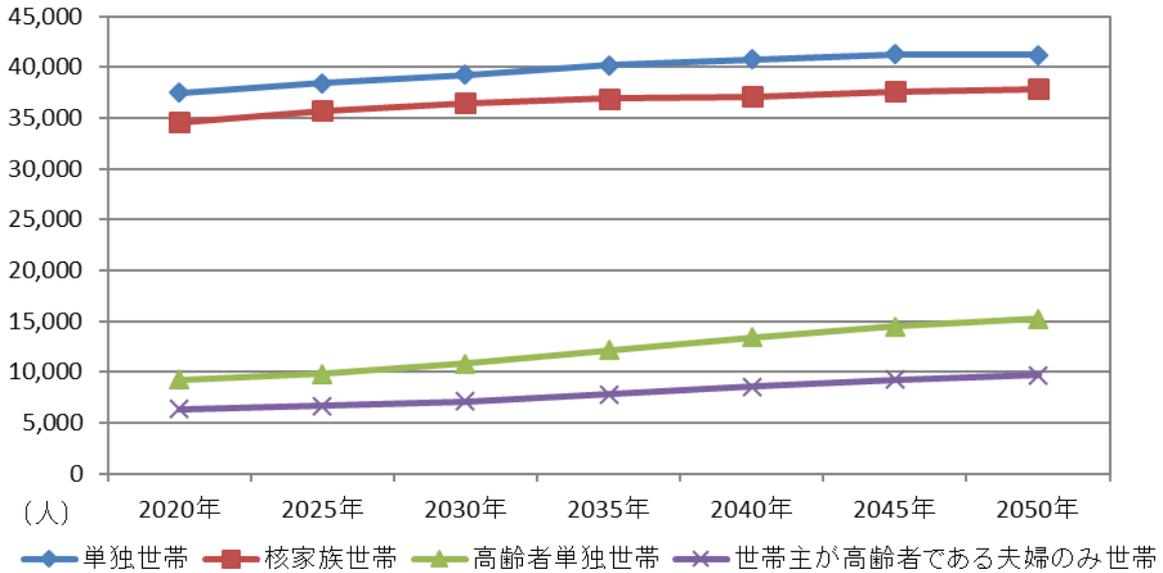
18

世帯については、単独世帯、核家族世帯ともに、数は増加するものの比率は横ばい、もしくはやや低下傾向となる。一方、高齢者単独世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数は、増加が続くと見込まれる。

1

2

■家族類型別世帯数の将来見通し



3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

令和2(2020)年以降に生じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東京都の人口が減少に転じるなど、人口問題においても大きな変化が生じ、本市においても注視が必要である。全国的には人口減少が始まっている中で、今回の将来人口推計では、そうした直近5年間の人口増を反映して今後30年間で人口は微増するという推計が出ている。国においては人口増減の主な要因は出生数と死亡数となっているが、本市においては年間の出生数と死亡数は共に1,000人弱程度であることに対し、転出入者は共に10,000人程度であり、転出・転入が人口増減の大きな要因となっている。なお、本市における転出入の動向としては若年層が多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、このことが人口増につながっていると考えられる。

この傾向が今後も維持されることで、老年人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国と比較して高い状況を維持できるということが今回の将来人口推計から示唆される。

(3) 財政の概要

8月7日(月) 第17回策定委員会で提示予定

1 (4)第六期長期計画(令和2(2020)年度～)の取組み状況

2 第六期長期計画の目指すべき姿「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」
3 の実現に向け、全ての領域において新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、その中で
4 着実に事業を推進している。

6 ①分野別の実績

7 ■健康・福祉

8 令和4(2022)年度から毎年9月の「認知症を知る月間」を発展させ「健康長寿のまち武蔵野推進
9 月間」として幅広く認知症及びフレイル*予防の普及・啓発を行うなど、健康寿命*の延伸に寄与す
10 る取組みを着実に進めている。

11 8050問題*やひきこもり*等多様かつ複合的な課題を抱える人からの相談窓口として、令和3
12 (2021)年度に福祉総合相談窓口を開設した。分野横断的に関係機関と連携しながら、包括的・継
13 続的な支援に取り組んでいる。

14 地域包括ケア人材育成センター*において、人材育成、研修・相談、就職支援、事業者・団体支
15 援の4つの事業を柱として福祉サービスを担う人材の確保と育成や質の向上を推進している。令和
16 2(2020)年度から、介護職などの人材確保のため、市内の介護施設や障害者施設などに就職す
17 る人に対し、介護職・看護職Reスタート支援金*を支給している。

18 開設から35年が経過した保健センターにおいて、総合的な保健サービスを持続的に提供すると
19 ともに、新型感染症や災害時医療への対応などの機能強化を図るため、保健センターの増築及び
20 大規模改修を行い、保健衛生機能の充実と子どもと子育て家庭への支援施設を含む複合施設と
21 して整備検討を行っている。

22 また、令和2(2020)年度には、桜堤ケアハウスデイサービスセンター*の機能転換を図り、医療
23 的ケア児*などを対象とした「放課後等デイサービス*パレット」を開設するなど、新たな福祉サービ
24 スの基盤整備等についても着実に進めている。

26 ■子ども・教育

27 現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者及び育ち学ぶ施設
28 の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員
29 として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目
30 的として、令和5(2023)年4月1日から武蔵野市子どもの権利条例が施行された。

31 妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を確立するため、令和3(2021)年4
32 月に、子育て世代包括支援センター*を設置し、児童発達支援センター*、教育支援センター*とと
33 もに全ての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく適切な支援を受けられるよう、関係機関
34 が連携して包括的な支援を推進している。

35 保育施設の整備として認可保育所の新規開設や認証保育所の認可化により、令和2(2020)年
36 4月から3年連続で待機児童数ゼロを維持している。

37 全ての子どもの保健を向上させ、子育て家庭の経済的負担を軽減して必要な医療を安心して
38 受けられる環境を整備するため、子どもの医療費助成制度について、令和3(2021)年度から段階
39 的に拡充し、令和4(2022)年度は0歳から18歳までの全ての期間において、所得制限・自己負担
40 のない本市独自の子どもの医療費助成制度が確立した。

1 市立小中学校においては、児童生徒に一人1台整備された学習者用コンピュータを活用した授
2 業の実施、市講師*の配置拡充などによる授業の質の向上や教員の働き方改革、学校改築事業
3 などを着実に進めている。また、不登校児童生徒の多様な学びの場として、令和2(2020)年度に
4 「むさしのクレスコーレ」*を開設した。

6 ■平和・文化・市民生活

7 戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承していくため、映画上映や絵本・紙芝居の朗読など
8 の市民向けイベントや、青少年平和交流派遣事業を実施し、平和啓発の取組みを進めた。

9 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築を目指し、パートナーシップ制度*を令和4
10 (2022)年4月に開始した。

11 日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図るため、令
12 和3(2021)年度に実施した外国籍市民意識調査の結果を踏まえ、武蔵野市多文化共生*推進プ
13 ランを策定した。

14 国や東京都の防災計画の修正内容や新型コロナウイルス感染症の対策等を踏まえ、国土強靱
15 化地域計画や震災復興マニュアルなどとの整合を図りながら、武蔵野市地域防災計画の修正を行
16 った。

17 武蔵野市コミュニティ構想*の公表50周年を記念し、令和3(2021)年12月にシンポジウムを実施
18 した。

19 中央図書館の運営体制については、武蔵野市の「知」を支える政策立案拠点としての役割を果
20 たすため、今後も市が直接管理運営していく方針を定めた。

21 芸術文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による市民サービスの向上を図るため、(公
22 財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の合併に向けた取組みを支援し、令
23 和4(2022)年4月に(公財)武蔵野文化生涯学習事業団*が発足した。

24 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は原則無観客で開催されたが、市では新型コロナ
25 ウイルス感染拡大防止の配慮を行いつつ取組みを進めた。また、大会を契機に様々な分野にわた
26 る行動計画に基づいた取組みをレガシー*として残し、豊かな市民文化の醸成を着実に進めてい
27 る。

28 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興に向かうため、CO+LAB MUSASHINO(こ
29 らばむさしの)*を実施し、事業者間の相互連携と新たな事業展開の促進を図った。

31 ■緑・環境

32 環境問題を自分ごととしてとらえ、考え、行動していく市民の学びや行動を支える総合的なネット
33 ワーク拠点として令和2(2020)年11月に環境啓発施設「むさしのエコレポート」*を開設した。

34 また、本市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための第五期武蔵野市
35 環境基本計画や関連する武蔵野市地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、令和3(2021)
36 年2月には「2050年ゼロカーボンシティ*」を表明し、温室効果ガス排出実質ゼロを目指している。
37 令和4(2022)年度には、市民が地球温暖化対策について主体的に議論する場として気候市民会
38 議*を開催した。

39 受動喫煙防止に向け、三駅圏に閉鎖型喫煙所を設置するとともに、環境美化を図るための啓発
40 に取り組んでいる。

1 公園緑地については、森林環境譲与税*を活用した遊具の更新や公園のリニューアルなどに取
2 り組み、既存資源(ストック)を活用した魅力ある整備を推進している。

3 4 ■都市基盤

5 武蔵野市の目指すべきまちの将来像を明確にするとともに、今後のまちづくりの方向性を示すた
6 め、社会経済情勢の変化や法令の改正などを踏まえ、令和3(2021)年度に武蔵野市都市計画マ
7 スタープラン2021として改定した。

8 市内の大型・小型街路灯のLED化を完了させ、照度アップによる安全・安心の向上及び環境負
9 荷の低減を図った。

10 武蔵野市下水道総合計画及び使用料手数料の見直しを行い、健全化に取り組んでいる。また、
11 今後の老朽化対策事業の急激な増加に対応するため、長期包括契約方式*(包括的民間委託)
12 の試行実施を決定し、執行体制の整備を進めている。

13 令和3(2021)年度に武蔵野市バリアフリー基本構想2022として改定し、全市的なバリアフリー水
14 準の底上げや重点的な整備が必要な3駅及び市役所周辺のバリアフリー化の推進を図った。

15 令和2(2020)年度に武蔵野市第四次住宅マスタープランとして改定し、質の高い住まいや住環
16 境づくりなどの住宅施策を総合的かつ体系的に推進した。

17 「三鷹駅北口街づくりビジョン」*に掲げる目指すべき街の姿の実現に向けた取組みのうち、主に
18 交通環境に関わる施策についての課題とその解決に向けた考え方をとりまとめた「三鷹駅北口交
19 通環境基本方針の策定に向けた考え方」を公表し、市民、事業者等との課題共有、今後の方針の
20 意見交換を行っている。

21 22 ■行財政

23 市民自治の理念等を未来へ継承し、発展させていくことを目的とした自治基本条例*(令和2
24 (2020)年4月施行)に基づき、市民参加の手続きを制度化・体系化し、新たな行政評価制度案を
25 作成した。

26 また、多様な市民ニーズをより適切かつ効率的に把握するため、市政アンケート*と市民意識調
27 査*を隔年で実施している。

28 第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画や武蔵野市公共施設保全改修計画を策定し、学校
29 施設をはじめとする公共施設等の計画的な維持・更新に取り組んでいる。

30 第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針を策定し、分野を超えた視点から既存
31 の事業・施策の必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めて効率的に事業の見直しを行う新た
32 な仕組みを構築した。

33 保育士の採用再開やエキスパート(長期的専任職)*の専任分野拡大など、職員の専門性の強
34 化を図ったほか、時差勤務やコロナ禍におけるテレワークの実施など、多様な人材の確保・育成や
35 組織の活性化に取り組んだ。

36 37 ②新型コロナウイルス感染症の影響への取組み

38 第六期長期計画は感染症対策についても記載していたものの、新型コロナウイルス感染症ほど
39 大規模かつ長期にわたる感染症の到来を想定していたものではなかった。そこで武蔵野市では、
40 第六期長期計画の理念を踏まえながら、令和2(2020)年1月31日に武蔵野市新型コロナウイルス

1 感染症対策本部を設置して以来、感染症対策に関する基本的な考え方や6回にわたる対応方針
2 を策定してきた。PCR検査センターの設置や新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施のほか、
3 自宅療養者支援センターの開設など、様々な感染拡大防止対策に取り組んできた。また、令和3
4 (2021)年度の都市計画税の減税のほか、商店会活性出店支援金や暮らし地域応援券事業など、
5 市独自の取組みによる様々な経済支援や生活支援等を進めてきた。

6

7 ◆主な感染症対策

- 8 ・武蔵野市PCR検査センターの設置
- 9 ・感染症指定及び救急医療機関支援補助金
- 10 ・高齢者及び障害者施設における利用者・職員を対象としたPCR検査費用助成
- 11 ・接待を伴う飲食店の従業員を対象としたPCR検査の実施
- 12 ・新型コロナウイルスワクチン接種事業
- 13 ・自宅療養者支援センター開設
- 14 ・新型コロナウイルスワクチン個別接種・高齢者接種・障害者接種支援
- 15 ・小中学校感染防止対策(消毒業務)

16

17 ◆主な市民生活支援

- 18 ・ひとり親世帯等への臨時給付金
- 19 ・市税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金・下水道使用料等の支払い猶予
- 20 ・武蔵野市暮らし地域応援券事業
- 21 ・国民健康保険税・介護保険料の減免
- 22 ・子ども子育て支援特別給付金
- 23 ・学習者用コンピュータの活用
- 24 ・就学援助費支給対象者の臨時的拡大
- 25 ・生活困窮者*住居契約更新料給付金
- 26 ・生活困窮者*特別就職支援金

27

28 ◆主な経済活動・事業者支援

- 29 ・感染拡大防止中小企業者等緊急支援金
- 30 ・テイクアウト・デリバリー支援事業
- 31 ・中小企業者等テナント家賃支援金
- 32 ・商店会活性出店支援金
- 33 ・感染拡大防止インフラ中小企業者等支援金
- 34 ・事業者支援「ほっとらいん」の開設
- 35 ・武蔵野市暮らし地域応援券事業【再掲】
- 36 ・令和3(2021)年度都市計画税の減税

37

38 ◆その他の支援・対策

- 39 ・文化施設の使用料減額
- 40 ・文化施設使用料減額による芸術文化関係者・アーティスト支援

- 1 ・文化施設・生涯学習施設等の利用キャンセルに伴う使用料全額返還
- 2 ・庁内におけるWEB会議システムの活用 等
- 3

5 調整計画全体に関わる視点

第六期長期計画(令和2(2020)～11(2029)年度)のこれまでの取り組み状況や社会情勢等の変化を踏まえ、本調整計画の策定にあたって全体を貫く基本的な視点として、以下の5点を挙げる。

(1) 時代の変化に応じた市民自治のさらなる発展

本市が半世紀にわたって培ってきた市民自治の理念は、本市の市政運営の根幹であり、これまでも長期計画を軸として市の政策・施策に広く及んできた。市民が主体となって自らのまちを築き運営していく市民自治の考え方は、本市の市民参加によるまちづくりやコミュニティづくりに大きく寄与してきたが、時代の変化に伴い、市民の市政や地域へのかかわり方も変容している。従来の手法にとらわれない市民参加やコミュニティのあり方を踏まえ、現代においてさらに市民自治を発展させる視点を持って施策を展開する。

(2) 情報共有を重視し、市民と一体となったまちづくりへの取り組み

市民参加によるまちづくりにおいて、市民との「情報共有」は大前提であり、必要不可欠である。単なる情報発信で終わることなく、情報の受け手に「伝わる」内容・手法であるかという視点を大切にするとともに、市民同士や職員同士で情報が横に広がっていくことも含め、「情報共有」を重視し、市民と一体となったまちづくりへの取り組みを進める。

(3) 未来へつなぐ行政と市民の学び合い

本市の市民自治の理念や情報共有を前提とした市民参加の取り組みなど、そのあり方や歴史を行政と市民が理解し、認識したうえでともにまちづくりを進めていけるよう、それぞれの主体同士や相互において学び合うことが重要である。また、過去だけでなく、現在を学ぶことで新たな視点が生まれ、未来につながる取り組みが生まれる。市民活動やまちづくりへの参加につながる循環をつくり出す「学び」の視点を踏まえた施策を構築する。

(4) 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた市政運営

新型コロナウイルス感染症の流行は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えた一方で、オンラインを活用した会議やイベントの実施、テレワークによる働き方の変革など、様々な知見と技術を得る機会となった。同時に、対面によるコミュニケーションの重要性を再認識した。この経験を生かした市政運営を行っていくという視点を持ち、デジタル技術を活用したサービス提供や業務改善等を図るとともに、市民・議会・行政の「対話」や「話し合い」を重視した施策を推進する。

(5) 武蔵野市における自治体DX*の推進

第六期長期計画においてもICTを活用した取り組みを掲げていたが、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、ICTを含めたデジタル技術が急速に発展し、市民生活へ浸透していった。本市では、DX*を「市民目線で業務の見直しを行い、デジタル技術を活用し、市民の利便性と職員の業務効率を上げ、市民福祉の向上につなげること」と定義しており、変化を恐れずに自治体DX*の推進に取り組む。

6 施策の体系

1 (1) 健康・福祉

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

少子高齢化の進行等による社会構造や市民のニーズの変化に対応するために、武蔵野市健康福祉総合計画に基づいて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組みを推進していく。また、まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本市における地域共生社会*を実現していく。

2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

地域医療の課題と取り組むべき事項を整理した武蔵野市地域医療構想(ビジョン)*に基づき、市民の生命と健康を守る病院機能の充実と市民の在宅療養生活を支える仕組みづくりを進める。

3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保は喫緊の課題であるため、高齢者等の生活を支える根幹である福祉人材の確保・育成に関する総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上に重点を置いた取組みを推進していく。

5 新しい福祉サービスの整備

高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本として、地域共生社会*に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

2

3 この分野の施策は、一人ひとりの命を守り、誰もがいきいきと安心して住み続けられる「支え合い
4 のまち」を築いていくことを目的とする。

5 全ての市民が、その年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安
6 心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の地域生活に関わるあらゆる組織及び人
7 が連携した継続的かつ体系的に支援する。

8 本計画では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年をあくまで様々な問題が顕在化す
9 る通過点と捉え、介護や医療、看取りのニーズがピークを迎える令和22(2040)年を展望する。相
10 談支援ネットワークの連携強化を図りつつ、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり(武蔵野市版地
11 域包括ケアシステム*)を市民と行政とが一体となって推進する。

12 令和22(2040)年に向けた視点として、「共生」「予防」「人材」がより重要なテーマとなる。市民一
13 人ひとりの多様なニーズや困りごとを捉え、地域の課題を把握し、福祉から本市の地域づくりを推
14 進する。

15

16 基本施策1 まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

17 我が国では、少子高齢化の進行や非正規労働者の増加等、社会保障制度を取り巻く状況が大きく

1 変化し、年金・医療・介護等への不安や格差の拡大、地域のつながりの希薄化等から、将来の暮らし
2 に関わる不安やリスクの拡大が懸念されている。本市においては、このような社会構造や市民のニー
3 ズの変化に対応するために、地域包括ケアシステム*を“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”と言
4 い換え、武蔵野市健康福祉総合計画に基づいて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられ
5 るよう取組みを推進する。また、まちぐるみの支え合いを着実に進めることで、本市における地域共生
6 社会*の実現を目指す。

7 8 **(1) 「健康長寿のまち武蔵野」の推進**

9 誰もが、より長く心身ともに健康で元気に暮らすことができる社会を目指して、市民一人ひとりが予
10 防的な視点を持ち、主体的な健康づくりの活動(セルフケアの推進)を支援するとともに、各種保健事
11 業を実施する。

12 新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出の自粛、通いの場やボランティア等の地域活動の休止・
13 縮小等により、フレイルの進行が懸念されており、特にフレイルのリスクが高い高齢者に向けてその予
14 防のため、「健康長寿のまち武蔵野推進月間」などの施策を推進する。健康長寿のための三要素、運
15 動・栄養・社会参加を踏まえ、市民主体の活動とともに、民間企業やNPO等と連携、ICTの活用等によ
16 り、フレイル予防事業の実施数の増加及び内容の多様化を目指す。栄養については、ライフステージ
17 や個々の状況に応じて異なる課題に対して、地域の団体や企業等と連携した事業実施や情報提供、
18 専門職が連携して行う栄養ケアなどの食育事業を推進する。

19 また、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて高齢者の生きがいのづくりのための主体的な活動を支
20 援するとともに、(公社)武蔵野市シルバー人材センターなどを通じた就労機会の拡大を図る。

21 子どもの視力、聴力の低下や生活習慣病(成人病)の低年齢化への対応も課題であり、早期に発
22 見し対応につながる取組みや関連事業の普及啓発に努める。

23 **(2) 武蔵野市ならではの互助・共助の取組みの推進**

24 社会参加が効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えら
25 れる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう活躍の場を広げる取組みを推進す
26 る。

27 コロナ禍においては、人との身体的距離をとり接触を減らす必要があったが、対面によるつながりを
28 基本とする互助・共助の取組みを継続できるように、試行錯誤を重ねてきた。

29 テンミリオンハウスやレモンキャブといった従来の地域における互助・共助の取組みの推進に加え、
30 いきいきサロンやシニア支え合いポイント制度、障害のある人の地域生活を支える多様な支援団体に
31 対する支援などの施策の展開によって、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを推進する。

32 今後、生活支援コーディネーターによる地域の自主的な取組みの支援、地域住民による自主的な
33 活動をするための場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、ICT活用による運営の効率化、取組
34 みの周知といった課題への対応を検討する。

35 **(3) 地域共生社会*の実現に向けた取組み**

36 誰もがいきいきと安心して住み続けられる支え合いのまちを目指し、全ての人がお互いの人権や尊

1 厳を大切に、高齢者、障害者、子ども等といった区別なく、その人の状況に合った支援が受けられ
2 るという、全世代・全対象型の包括的な支援体制を構築し、地域共生社会*の実現に向けた取組みを
3 推進する。

4 本市における包括的な相談支援体制の整備に加え、社会とのつながりを作るための参加支援事業、
5 地域活動の活性化を図るために世代や属性を越えて交流できる場や居場所の確保を整備する地域
6 づくり事業の実施など、重層的支援体制の充実に向けてさらなる取組みを推進する。

7 障害者権利条約をはじめ、障害者差別解消法等の理念に基づき、心のバリアフリー及び民間事業者
8 に対する合理的配慮の啓発等に引き続き取組み、関係機関と連携を図りながら、障害者差別の解
9 消に向けた取組みを推進する。

11 **基本施策2 生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化**

12 市民の生命と健康を守る地域医療体制を推進するため、国が検討している医療DX*の動向等も注
13 視しつつ、医療機関の機能及び連携の充実と市民の在宅生活を支える仕組みづくりを推進する。

15 **(1) 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化**

16 かかりつけ医となる診療所や病院等の関係機関と引き続き連携及び情報共有を図りながら、支援し、
17 地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合いの仕組みづくり)の理念を踏まえ、安心して暮らし続け
18 るための、地域医療体制を整備する。また、現在の社会状況等の変化を注視しつつ、吉祥寺地区の
19 病床確保に向けた取組みを継続する。また、オンライン診療や情報伝達のデジタル化等、医療のIC
20 T化の推進について必要な支援をする。

21 医療連携訓練等により、活動マニュアルの検証及び更新を行い、災害時医療体制を構築する。保
22 健センターの増築及び複合施設整備にて、災害拠点病院等を補完する災害対策施設として、機能の
23 向上を図る。

24 **(2) 在宅生活を支える医療・介護の連携**

25 医療と介護の両方を必要とする高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続け
26 ることができるように、在宅生活を支えるための医療と介護の連携を引き続き推進する。

27 **(3) 健康危機管理対策の強化**

28 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、健康危機発生時に備え、平常時から訓練等により医療
29 関係機関等との連携体制の強化に努め、危機発生時の行動計画、BCP*等について適宜見直し更
30 新していく。また、市民に対して引き続き正確な情報発信に取り組む。

31 保健センターの増築及び複合施設整備において、新たな感染症が流行した時にワクチン接種会
32 場等に活用できるスペースの確保や感染症対策衛生用品の備蓄等の機能向上を図る。

33 東京都多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターを感染症対策の機能を有する支所として拡充す
34 ることを引き続き東京都に要望していく。

1 **基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実**

2 市民の悩みや課題に寄り添い、ともに解決を図ることは、基礎自治体の最も根源的な役割のひとつ
3 である。全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本市がこれまで構
4 築してきた小地域完結型の相談支援体制と地域による見守りネットワークをさらに充実させる。

5 6 **(1) 包括的な相談支援体制の充実とネットワークの強化**

7 市民の福祉に対するニーズは、多様化、複雑化しており、制度ごとのサービス提供では対応が難し
8 い状況にある。どこに相談したら良いのか分からない市民や、8050問題*など複合的な課題を抱える
9 市民の相談窓口として開設した福祉総合相談窓口を中心に、分野横断的な課題に対応するため、関
10 係機関と連携した相談支援体制をさらに強化する。

11 ひきこもり*への対応には広域連携も効果的であることから、近隣自治体と協力しつつ、ひきこもり*
12 当事者や家族を支援する事業を充実させるとともに、地域住民の理解が進むよう普及啓発を推進する。

13 子育てと介護等を同時に行うダブルケア、トリプルケアなどの多様な形での介護を担う方が増えて
14 いるため、社会資源を適時適切に活用した負担軽減が求められている。家族介護支援などを通じて
15 現状把握やニーズ調査を行い、担い手を支えるための取組みを検討する。

16 医療的ケア児の健やかな成長を図るため、家族からの相談支援や各ライフステージにつなぐ役割
17 などを担う医療的ケア児コーディネーターによる相談体制の充実を図る。

18 近年、少子高齢化や核家族化が進み、子育て中の家庭は孤立しやすい環境にあり、特に乳幼児
19 期は親の負担が大きくなりやすい状態である。専門職による個別支援の充実等、妊娠期から子育て
20 期までの切れ目のない支援を推進する。

21 また、精神保健(メンタルヘルス)に関する課題を抱える市民への相談支援体制の強化についても
22 検討する。

23 **(2) 認知症の人とその家族を支える取組み**

24 認知症高齢者の割合は高齢化率を上回り増加している。これからの認知症施策は、「共生」と「予防」
25 の取組みを一層強化し、推進する。認知症の人が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けられるよう、
26 適時適切な支援体制を強化するとともに、認知症の人を支える家族への支援を引き続き行う。また、
27 認知症に理解ある地域づくりを推進するため、市民の認知症理解の促進や地域の見守り意識の醸成
28 に取り組む。

29 聴こえの問題は、高齢者の社会参加の低下や認知症の要因となっているため、普及・啓発や相談
30 事業などの新たな取組みを検討する。

31 **(3) 生活困窮者*の自立支援**

32 様々な課題を持った生活困窮者の相談件数は、コロナ禍となって以降高い水準で推移し、若年層
33 等の新たな支援対象者も顕在化している。生活困窮世帯の抱える課題は経済的な問題だけでなく、
34 家族の問題、心身の問題、その他多岐にわたり、それらの問題を複合的に抱えている場合が多い。

35 貧困の連鎖を断ち切るために、既存の事業に加えて、多様な形での就労支援や若年層等に向け
36 た伴走型の支援の強化等を図る。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

(4) 障害のある全ての人が自分らしい生活を送るための取組み

障害のある人も、住み慣れた地域の中での生活を継続していくことができるよう、地域共生社会*の実現に向けた取組みを推進するため、それぞれのライフステージにおいて、個々の障害特性に応じた支援を受けることができるような相談支援体制を全市的に構築する。障害のある人の自立した生活を支えるために、ケアマネジメントを支援する相談支援事業所及び相談支援専門員への支援や、市と地域活動支援センターの連携強化に取り組む。

医療技術の進歩や障害福祉制度の充実等により、障害が重度でも高齢になっても地域で暮らす方が増えている。一方で、サービスを提供するための人材が質・量ともに不足していることから、様々な施策を通して事業所や支援員に対する支援を実施する。

障害のある人の地域生活の充実を図るために、就労や余暇活動などを含めた多面的な社会参加が促進されるように、他分野の施策との連携を図る。

(5) 権利擁護*と成年後見制度*の利用促進

今後も増加が予想される認知症、知的障害のある人等の判断能力が不十分な人の権利擁護*と成年後見制度*の利用を促進するため、成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会での課題の共有及び連携を推進するとともに、市民を対象とした学習会・相談会を実施するなど、制度の充実を図る。

虐待は人権侵害であり、特に介護や支援が必要な方は深刻な被害にあいやすいため、認知症への対応をはじめ、家族などが負担に感じる介護等への支援を充実させることにより、虐待の未然防止につなげる。また、高齢者や障害のある人等に対する虐待の早期発見と適切な援助を行うとともに、多様かつ複合的な課題を抱えている家族への適切な支援もできるよう、各関係機関との連携をさらに深める。

(6) 見守り・孤立防止とこころの健康づくりの推進

地域とのつながりが希薄になりがちなひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる中で、社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくりを進める。

また、こころの病を抱える方が増加していることから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺防止に関する各施策の点検及び評価を行うとともに、自殺の特徴の動向を把握しながら、各施策を展開する。

(7) 災害時に支え合える体制づくりの推進

災害時に一人で避難することが困難な要介護者や障害のある人等配慮が必要な方について、地域で見守り、支え合える体制づくりを推進するとともに、防災訓練などを通じて、体制の実行力を高めるための取組みを進める。

基本施策4 福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保は、喫緊の課題である。計画策定や施設整備を行ったとしても、実際にそこでサービスを提供する人材がいなければ、その機能は果たせない。高齢者や障害のある人等の生活を支え

1 　　る根幹である福祉人材の確保・育成に関する総合的な施策を推進し、量の確保のみならず質の向上
2 　　に重点を置いた取組みを推進する。

3 4 　　**(1) 地域を支える福祉活動を担う人材の拡大**

5 　　市民が主体となって取組みを推進してきた各地域福祉団体は、活動されている方の高齢化や担い
6 　　手不足が課題となっている。特に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動の場が制限され、
7 　　新しい担い手の発掘や確保が困難となっている。必要な人材の年齢層や職種に応じた適切な広報を
8 　　行うとともに、適任者の情報を共有し、新たな担い手を発掘することで、人材の確保に努める。地域福
9 　　祉活動を担う人材を拡大するとともに、活動に対する支援を通じて地域コミュニティの活性化を目指す。

10 　　**(2) 誇りとやりがいを持って働き続けるための福祉人材の確保と育成・質の向上**

11 　　少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する中、離職者も多い福祉人材の確保と定着は喫緊
12 　　の課題である。福祉に従事する方への支援を強化し、本市の福祉分野で働くことのメリットを強く打ち
13 　　出す必要がある。

14 　　福祉人材の確保と育成を一体的に行う地域包括ケア人材育成センターが実施してきた事業を検証
15 　　し、各事業のさらなる充実・連携を図る。

16 　　まちぐるみの支え合いを推進していくうえで必要となる在宅介護・地域包括支援センターにおける
17 　　体制強化、育成方法について検討する。

18 　　また、福祉分野等で働く外国人材への支援について、国や都の施策を踏まえて取組みを進める。

19 　　**(3) 福祉専門職の活用による相談支援体制の強化**

20 　　市民の福祉ニーズが複雑化・多様化する中、市職員にも高度なケースワーク力や地域の相談支援
21 　　機関をバックアップする能力の強化が求められており、福祉分野での業務を中心に担う職員の育成が
22 　　必要になっている。次期人材育成基本方針の改訂にあわせた、社会福祉士等の資格保有を要件と
23 　　する福祉専門職の採用も含めて検討する。

24 25 　　**基本施策5 新しい福祉サービスの整備**

26 　　高齢者や障害のある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができる
27 　　よう、必要な基盤整備を計画的に進める。本市の地域特性にあわせた小規模・多機能・複合型を基本
28 　　として、地域共生社会*に対応した多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。

29 30 　　**(1) 地域共生社会*に対応するサービス・施設の整備**

31 　　高齢者人口の増に伴い社会保障給付費が増大する一方、生産年齢人口の減少が見込まれること
32 　　から、福祉サービスの持続可能性は予断を許さない状況である。今求められているニーズに対応し、
33 　　未来への投資を実現するため、限られた資源を最大限有効に活用する。

34 　　今後さらに高まる医療や介護等の複合的なニーズに対応するため、本市の地域特性に合わせた、
35 　　小規模・多機能・複合型のサービス及び施設について、公有地の活用も含めて計画的に整備する。
36 　　また、一斉に更新時期を迎えている高齢者施設について、更新中のサービス提供の継続に留意しな

- 1 がら、施設ごとに検討を進める。
- 2 武蔵野市障害者福祉センターについては、今後もその役割を担うための改築事業を、計画的に進
- 3 める。
- 4 また、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の事業連携を推進・強化す
- 5 るとともに、両団体の統合については、その方向性を決定した当時と比較して団体を取り巻く状況が
- 6 大きく変化していることから、改めて検討する。また、「地域共生社会推進の拠点」の一つとしての機能
- 7 と役割を実現する観点から、両団体新社屋建設に係る市の支援のあり方について検討する。
- 8

1 (2) 子ども・教育

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。子どもたちが希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

父母・保護者が子育てを適切に行えるよう、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくため、市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を展開するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進する。

4 子どもの「生きる力」*を育む

子どもの多様性を尊重し、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決する力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。

また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様化する教育ニーズに応えるために、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。

一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えるため、人口動態も踏まえた長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

2

3

7月6日(木) 第15回策定委員会で提示予定

1 (3) 平和・文化・市民生活

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

全ての人々が、性別、性自認*、性的指向*、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個性と能力を生かせる環境をつくり、生涯にわたりいきいきと、豊かで安心して生活することができる地域社会をつくるため、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築していく。

2 災害への備えの拡充

災害による被害を最小限に抑えるため、事前予防の取組みを行うとともに、迅速な災害対応のため、応急対応力の強化や応急活動体制の整備を進める。近年の災害の教訓等を踏まえ、武蔵野市地域防災計画の見直しを行う。また、地震災害については、速やかに都市機能を復旧し、被災者の生活を取り戻すための震災復興のあり方や進め方を検討する。

3 安全・安心なまちづくり

安心を実感できるまちづくりを一層進めるため、適切な方法での情報提供、見せるパトロール等を通じて、地域ぐるみで防犯力の向上を図る。また、特殊詐欺、悪質商法、テロ、サイバー犯罪等による被害の防止に向けて、警察、消防、商店会等の関係機関・団体と連携し、啓発、対策、訓練等に継続的に取り組む。

4 地域社会と市民活動の活性化

市民による自主的なコミュニティづくり、市民と行政との連携・協働の活動等により積み上げられてきた知恵と経験を生かしつつ、課題の解決に向けた取組みが進むよう、地域コミュニティの活性化や市民活動への支援策の充実を図っていく。

5 豊かで多様な文化の醸成

全ての人にとって魅力あるまちであり続けられるよう、都市文化の可能性をさらに研究しながら、これまでに築き上げられてきた文化を大切に守り育て、発展させていく。武蔵野市文化振興基本方針に基づいた文化施策の展開及び都市観光の推進を図るとともに、多様性を認め合う市民文化をさらに醸成するため、都市・国際交流を通じた相互理解、異文化理解を深めていく。

6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進

市民の能動的な学びの環境づくりを進め、参加と学びの循環を作り出すとともに、子どもの学校外での学習等の活動の充実を図っていく。

市内の文化財については適切な収集・保管を行い、歴史公文書については管理・活用を進める。図書館では、読書ならではの楽しさや喜びを提供するとともに、知りたいことや課題解決を支えるサービス提供を一層進める。

市民が自由に気軽に運動・スポーツに親しめる環境整備や機会の提供を行う。

7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興

取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える様々な課題に市民、事業者、関係団体及び行政が一体となって取り組む。

市内三駅圏の特性を生かした都市型産業を育成し、本市の魅力の発信や地域の産業振興を図っていく。

また、産業としての農業を継続するための支援を進めるとともに、農地の保全を図る。

1

2 この分野の施策は、平和な社会を維持しつつ、災害や危機に強いまちづくりを継続し、市民が安
3 全・安心に暮らしていくことができるよう、コミュニティの発展と活性化、生涯学習やスポーツの充実、産
4 業振興等を進め、市民文化のさらなる成熟化を目的とする。

5 市民自治の歴史を継承し、多様に取り組まれてきたコミュニティ活動やその他の市民活動が、より
6 持続的・発展的に展開されるよう支援することで、さらなる活性化を目指す。同時に、持続可能な地域
7 社会を念頭に多様性の理解や国際交流の推進、産業振興などを進め、このまちにつながる全ての人
8 にとって魅力的で価値あるまちづくりを推進する。

9

10 基本施策1 多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築

11 平和な社会とは、戦争がないだけでなく、互いに人として尊重されることによって実現され、心豊か
12 で穏やかな市民生活をもたらすものである。本市は、航空機エンジン工場である中島飛行機武蔵製
13 作所*があったことで、第二次世界大戦中に空襲を受けた。その歴史がもたらした平和に対する強い
14 思いがまちをつくりあげ、現在の豊かな文化・市民生活の基礎となっている。

15 全ての人が、性別、性自認*、性的指向*、年齢、国籍、文化、障害の有無等にかかわらず、その個
16 性と能力を生かせる環境をつくることは、生涯にわたりいきいきと豊かで安心して生活することができる
17 地域社会をつくるうえで重要な要素である。

18 引き続き、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う
19 社会を構築していく。

20

21 (1) 平和施策の継承

22 戦後70年余り経ち、戦争体験者が高齢化し、直接の伝承が難しくなっているため、次世代への
23 継承方法の検討が喫緊の課題である。体験者の記憶や平和への意識を若い世代に引き継ぎ、ともに
24 考えていく方法を検討するとともに、民間保有の戦争関連資料も散逸の恐れがあるため、活用できる
25 形での資料保存、デジタルアーカイブ化を検討する。

26 また、世界各地で続いている国内・国際的な紛争などにより、市民の平和への関心、捉え方が変化
27 してきており、平和施策のあり方も新たな展開が必要である。

28 平和教育の推進や交流派遣事業の定期的な実施、多文化共生*を学ぶ機会の提供など、市として
29 体系的に平和啓発を行い、市民一人ひとりが平和意識を高め、平和を願う声を主体的に発信してい

けるように取り組む。

2 (2) 多様性の理解及び男女平等施策の推進

3 第四次男女平等推進計画の期間の最終年度である令和5(2023)年度に、令和6(2024)年度～令
4 和10(2028)年度を期間とする第五次男女平等推進計画を策定し、これに基づいて男女平等推進施
5 策を計画的・体系的に推進する。パートナーシップ制度の利用者が活用できる施策等の拡充につい
6 て調査・検討を行うほか、協定に基づいて東京都と相互の連携を推進する。男女平等の推進に関す
7 る条例の周知や男女平等についての理解促進に向けて、広報物の配布や講座、職員研修の実施等
8 に継続的に取り組む。

9 (3) 多文化共生*社会の形成

10 本市在住の外国人人口は、令和5(2023)年4月に最多を更新した。多国籍化や定住化も進んでお
11 り、今後も増加の傾向が続くことが予想されることから、地域における多文化共生*が重要となる。令和
12 4(2022)年度に策定した武蔵野市多文化共生推進プラン(以下「プラン」という。)では、日本国籍を有
13 していても文化的背景などが外国にある市民なども広く含むものと定義して「外国人市民」という言葉
14 を使用することとした。プランで示した施策の方向性に基づき地域での多文化共生*への理解の促進
15 やICTを活用した多言語対応などのコミュニケーション支援、生活支援など事業を展開し、外国人市
16 民も日本人市民も安心して暮らすことができる地域共生社会*の形成を推進する。

17 多文化共生*への関心・理解が広がるよう、(公財)武蔵野市国際交流協会と連携し、周知や啓発
18 に取り組むほか、日本社会や地域における慣習、ルール等を外国人市民に伝える手段や機会につ
19 いて検討する。

21 基本施策2 災害への備えの拡充

22 今後30年以内に70%以上の確率で首都直下地震の発生が予想されるほか、近年は大型の台風、
23 集中豪雨等による甚大な被害が全国各地で発生している。令和3(2021)年度に事前防災及び減災と
24 迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、武蔵野市国土強靱化地域計画
25 を策定した。また、令和4(2022)年度に10年ぶりに見直しが行われた東京の新たな被害想定を踏まえ、
26 7年ぶりに武蔵野市地域防災計画の修正を行うとともに、震災復興のあり方や進め方についても検討
27 し、震災復興マニュアルも策定した。

28 住宅や緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進、無電柱化への取組み等を通じて、減災に向け
29 たまちづくりを一層推進する方策を検討する。また、気候変動の影響により、今後は降雨量や洪水発
30 生頻度の増加が見込まれており、様々な関係者との連携・協力による総合的な治水対策を推進して
31 いく。さらに、在宅避難の啓発や自主防災組織の活動支援など自助・共助による災害予防対策の推
32 進、関係機関との訓練や各種会議等を通じた日頃からの連携構築による応急対応力の強化、避難所
33 体制の強化や消防の施設・水利の充実等による応急活動体制の整備をより一層進めていく。

35 (1) 災害に強いまちづくりの推進

36 市内の住宅の耐震化率は目標値95%(令和7(2025)年度末)に対して約92%(平成30(2018)年度末)

1 と着実に進捗しているが、合意形成等の課題により耐震化が進んでいない分譲マンション等に対し、
2 啓発活動とともにアドバイザー派遣や耐震化費用の一部助成等による支援を行っていく。特定緊急輸
3 送道路沿道建築物の耐震化については、耐震化費用の一部助成とともに、関係者の合意形成や占
4 有者の移転等の課題に対する支援を行っていく。また、東京都の耐震改修促進計画等を踏まえ、耐
5 震化費用の助成対象建築物の拡充を検討していく。

6 無電柱化を推進し、減災に向けたまちづくりを進める。大規模災害時に起こりうる火災に対しては、
7 延焼防止のために幹線道路の拡幅事業を進めるとともに、防火水槽の整備を引き続き進める。

8 **(2) 自助・共助による災害予防対策の推進**

9 災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりによる日常からの備えが不可欠である。
10 引き続き在宅避難を基本として、最低3日以上の水や食料、トイレ、日用品等の備蓄を推進する。ま
11 た、市が啓発活動、支援等を行う中で伝えたい防災情報が分かりやすく伝わる広報の検討を行って
12 いく。共助については市民防災協会と連携・協力しながら自主防災組織の活動支援に加え、マンショ
13 ン管理組合等への自主防災組織設立の働きかけを推進していく。また、防災推進員の能力向上など
14 の防災リーダー育成事業についても検討する。

15 **(3) 関係機関との連携・訓練による応急対応力の強化**

16 応急対応力を強化するためには、警察、消防、協定締結団体等と日頃からの顔の見える関係づくり
17 が必要であるため、訓練や各種会議等を通じて、情報共有を積極的に行っていく。また、発災時の人
18 的・物的応援受け入れをスムーズに行うことができるよう、関係団体や関係各課と連携しながら受援マ
19 ニュアル*の実効性を検証し、引き続き整備・更新等を行っていく。

20 風水害等については安全・安心な道路交通環境確保のため、引き続きパトロールや市民通報等の
21 情報収集体制の強化を図るとともに、実施体制を強化し、早期対応に引き続き努めていく。また、発災
22 直後における緊急輸送道路やその他の幹線道路の確保について、協力体制を結んでいる民間事業
23 者との具体的な実施方法について検討を進める。

24 **(4) 市の応急活動体制の整備**

25 関係各課等と情報共有を図りながら、災害時要配慮者対策や避難所運営組織・学校との連携によ
26 る避難所体制の強化等の取組みを行っていく。地域の安全確保や防災力向上のため、消防団の訓
27 練・資機材・装備品の充実、並びに第2分団詰所の建替えを図り、あわせて消防水利(消火栓・防火
28 水槽)の整備を進める。また、災害時のDX*の活用についても引き続き検討していく。

30 **基本施策3 安全・安心なまちづくり**

31 市内の刑法犯認知件数*は、平成14(2002)年のピーク時に比べて約4分の1に減少しており、まち
32 の安全・安心な環境は保たれている。引き続き、各種パトロール隊の活動に加え、警察や関係機関・
33 団体と連携し、地域ぐるみで市民及び来街者が安心を実感できるまちづくりを進める。

34 また、新たな感染症やテロ等に対する危機管理体制の充実を図るとともに、年々多様化・巧妙化する
35 特殊詐欺や悪質商法の被害防止対策に継続的に取り組む。

1 (1) 安心して暮らし続けられるまちづくり

2 武蔵野市市民意識調査*では、市内の治安・安全性は高い評価となっている。市内の安全・安心の
3 確保及び体感治安の向上のため、市民安全パトロール隊、ホワイトイーグル、吉祥寺ミッドナイトパト
4 ロール隊による日常的なパトロールを実施するとともに、警察や防犯協会、自主防犯組織、事業者等と
5 連携を行い、より一層の地域の防犯力向上を図る。また、防犯活動を行う商店会等の地域団体に対
6 する街頭防犯カメラの設置や管理の支援を継続するとともに、公園などの公共空間への防犯カメラの
7 設置について検討を行い、犯罪の未然防止等の取組みを進める。

8 また、安全パトロール隊ブルーキャップ及び吉祥寺ミッドナイトパトロール隊による客引き行為等に
9 対する指導・警告などの対策を進め、市民や来街者が安心して過ごせるまちづくりを目指す。

10 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、新たな感染症に備え、危機管理体制の充実を図る。ま
11 た、テロの発生やミサイル発射など重大な事態が発生した場合に迅速かつ適切な対応がとれるよう、
12 警察や消防、自衛隊など関係機関と連携のうえ必要な訓練を引き続き行っていく。

13 (2) 特殊詐欺*、消費者被害の未然防止・拡大防止

14 高齢者を狙った特殊詐欺*は、手口が年々巧妙化しており、被害の発生件数は高止まりしている。
15 警察や防犯協会等と連携した啓発活動、自動通話録音機の貸与、情報発信など被害を防止するた
16 めの対策を引き続き進めていく。

17 悪質商法の手口も、年々多様化しており、社会変化にも対応した高度なものとなっている。また近
18 年では認知症の高齢者の増加などによる被害もみられることから福祉関係機関と連携した消費生活
19 相談や見守り体制の構築を進めることも必要である。さらに令和4(2022)年4月の民法改正による成
20 年年齢の引き下げに伴う若年層での被害の多発やSNSやインターネットの普及などを背景とした、こ
21 れまで以上の被害の拡大も懸念される状況である。

22 被害の未然防止と被害の拡大を防ぐため、一層の消費者教育を推進することを目指し、各種講座
23 の開催、学校等での出前講座など、幅広い世代に向けた啓発に継続的に取り組んでいく。

25 基本施策4 地域社会と市民活動の活性化

26 本市ではコミュニティ構想*に基づき、コミュニティセンターを中心とした市民による自主的なコミュニ
27 ティづくりが進められてきている。また、福祉、子育て支援、青少年健全育成、防犯・防災、環境、まち
28 づくり等の幅広い分野で、市民が自主的に行う活動や市民と行政とが連携や協働により行う活動が重
29 層的に展開され、多くの成果が積み上げられてきた。一方、個人情報に関する取扱いや、安全・安心
30 に対する取組みの強化、ICTへの対応等、担い手の不足も相まってコミュニティ運営はその難易度が
31 高まっている。

32 これまで積み上げられてきた知恵と経験を生かしつつ、課題の解決に向けた取組みが進むよう、地
33 域コミュニティの活性化や市民活動への支援策の充実を図っていく。

35 (1) 市民同士の語らいや連携による豊かな地域社会の進展

36 現在、コミュニティ協議会をはじめ、地域社協(福祉の会)*など地域別に組織された団体、テーマ

1 性を持つNPOなど多くの団体が多様な活動に取り組んでいる一方、各団体が担い手不足や相互連
2 携等の課題を抱えている。情報発信や人材の確保・育成の支援について検討するほか、市民同士や
3 市民と行政との対話や協働が活発化するよう交流・対話の場づくりなどを支援する。

4 **(2) コミュニティセンターの利便性の向上**

5 幅広い世代に向けてコミュニティセンターの魅力や理念を発信するとともに、より地域に開かれた誰
6 もが気軽に集える場としていくため、施設運営や環境整備の支援を行う。

7 コミュニティセンターの利便性を高める観点から、計画的な大規模修繕に合わせて、部屋の用途や
8 配置の改善について検討する。また、中央コミュニティセンターにエレベーターを設置し、本町コミュ
9 ニティセンターについては、吉祥寺本町1丁目23番街区地への施設移転に向けた具体的検討を進め、
10 バリアフリー面の課題を解決する。

11 **(3) 市民活動の活性化**

12 令和3(2021)年度の第二期武蔵野市市民活動促進基本計画策定時には、市民活動の継続にあた
13 って資金確保、広報、活動拠点等の課題が挙げられ、他団体との連携・協働のニーズやコロナ禍での
14 オンラインの取組みも確認された。同計画に基づき、市民活動への参加を促進する取組みや市民活
15 動の広報、オンライン活動、多様な主体間の連携・協働等への支援を進める。また、より効果的に市
16 民活動支援を行えるよう、武蔵野プレイス等の機能充実など、市民活動に必要な基盤の整備を行うほ
17 か、行政、武蔵野プレイス、(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の具体的な事業や広報等における連
18 携をさらに強めていく。

20 **基本施策5 豊かで多様な文化の醸成**

21 本市においては、市民の自発的な活動によって、豊かで多様な市民文化が醸成され、まちや暮ら
22 しに潤いと活力を生み出してきた。この市民文化は、平和や緑を大切にしている意識の継承や、安全で
23 特徴ある商業地の形成に寄与してきた。また、都心部との交通の利便性や自然環境などにより、戦前
24 から作家、美術家、俳優、音楽家等、芸術・芸能活動を行ってきた人たちが、市内・近隣大学に通う学
25 生、クリエイター、研究者等が多く住むようになり、それらを支える事業者が展開するようになった。こ
26 れらが有機的に関連することにより、武蔵野市独自の都市文化が形成されてきた。

27 全ての人にとって魅力あるまちであり続けられるよう、都市文化の可能性をさらに研究しながら、こ
28 れまでに築き上げられてきた文化を大切に守り育て、発展させていく。武蔵野市文化振興基本方針に
29 基づいた文化施策の展開及び都市観光の推進を図るとともに、多様性を認め合う市民文化をさらに
30 醸成するため、都市・国際交流を通じた相互理解、異文化理解を深めていく。

32 **(1) 都市・国際交流事業の推進**

33 本市は国内外の多くの友好都市と交流関係を結んでいる。海外交流事業については、変化する国
34 際情勢を踏まえながら、次世代を担う青少年を中心とした相互交流の推進を継続し、多様な文化への
35 理解促進を図るとともに、各事業の参加者を通じて地域での多文化共生*への理解が広がるよう促し
36 ていく。また、国内友好都市との交流事業については、都会と地方が互いの良さを共有し、不足する

1 ものを補い、共存していくために、市民交流ツアーや市民宿泊助成を実施しつつ、時代に則した交流
2 内容を検討する。

3 アンテナショップ「麦わら帽子」に関しては、経営改善と効率的な運営を図ることを目的として、SNS
4 の活用などの効果的な広報を実施するほか、特徴的な商品の開拓を引き続き行い、魅力ある店舗づ
5 くりを行うことで、新規顧客の獲得・売り上げの増加を目指すとともに、交流拠点として、モノを通じた市
6 民間交流を継続する。

7 **(2) 文化振興基本方針に基づく文化施策の推進**

8 令和3(2021)年度に示された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、今後の文化施設の
9 活用や整備について検討を進めるとともに、文化振興基本方針に基づき、文化施策の取組みの評価
10 を行う。

11 武蔵野公会堂は、設備の老朽化やバリアフリー化等の課題を抱えているため、令和4(2022)年度
12 に策定した改修等基本計画に基づき、市民文化の拠点として再整備を行う。

13 芸能劇場は、利用の実態等を踏まえ、古典芸能の保存等という設置目的を再検討するとともに、老
14 朽化している各種設備を更新する。

15 茶会などで長年にわたり活用されてきた松露庵は、築後80年が経過し、調査の結果、建物の物理
16 的限界に近いことが判明したため、今後の施設のあり方について、建物の状況を勘案し廃止も視野に
17 入れ検討する。

18 **(3) 文化・スポーツ・生涯学習の施策の連携**

19 令和4(2022)年度に(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団が合併し発足
20 した(公財)武蔵野文化生涯学習事業団*では、文化・スポーツ・生涯学習の効果的な事業連携による
21 市民サービスの向上を目指している。合併による効果を発揮し、ブランディングの強化が図れるよう市
22 も適切な指導監督を行うとともに、文化・スポーツ・生涯学習に関する市の施策について、事業団と連
23 携して展開する。

25 **基本施策6 多様な学びや運動・スポーツ活動の推進**

26 人生100年時代*の到来といわれ、学びやスポーツ等の目的や形態などが一層多様化してきている。
27 また、市民がそれぞれの置かれた立場や境遇によって、学びの方法や質、量の違いが生じている。こ
28 の現状を把握し、自主的に行う様々な能動的な学びの環境づくりを進め、参加と学びの循環を作り出
29 すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。同時に子どもの学校外での学習等の活動の充実
30 を図っていく。

31 市内の文化財については適切な収集・保管を行い、歴史公文書については管理・活用を進める。
32 図書館では読書ならではの楽しさや喜びを提供するとともに、知りたいことや課題解決を支えるサー
33 ビス提供を一層進める。

34 市民が自由に気軽に運動・スポーツに親しめる環境整備や機会の提供を行い、運動・スポーツが
35 持つ様々な効果や価値を通して、より豊かな市民生活の実現を目指す。

1 (1) 生涯のライフステージを通じた学習活動の充実

2 社会環境の変化により多様化する市民の学びのニーズに対応するため、社会教育関係団体、武蔵
3 野地域五大学等をはじめとする多くの活動主体による環境を活用して、誰もが学ぶことを楽しめるよう、
4 学びはじめの機会、学びを深めるための機会を提供する。生涯学習情報の多様な検索方法を提供す
5 るため市公式 SNS 等を活用し、講座実施においてはオンラインやオンデマンド配信の取組みを継続
6 する。

7 生涯学習支援と市民活動支援の拠点である武蔵野プレイスにおいて、市民会館、コミュニティセン
8 ター等とも連携することにより、様々な生涯学習と市民活動の橋渡しを図る。市民が学んだ成果を発
9 表し交流する場である市民文化祭、サイエンスフェスタ、市民活動団体企画講座等の、「学びおくりあ
10 う」機会づくりを推進する。

11 昭和 59(1984)年度の建築から 35 年以上が経過した市民会館の大規模改修を行う。

12 また、子どもたちが学びや活動を深め、広げることができるよう、学校教育と調整を図りながら、土曜
13 学校等の事業を実施していく。

14 (2) 文化財や歴史公文書の保護と活用

15 文化財保護法に基づき、文化財指定を推進するとともに、文化財の保護・普及のための調査・研究
16 を行う。また文化財の活用を通して、市の歴史、文化に関する市民の理解を更に深める。収蔵資料の
17 価値づけ、収蔵場所の検討や新たに創設した市登録文化財制度の活用を含めた、文化財保護の取
18 組みを進める。

19 公文書専門員の継続的配置により歴史公文書の整備を進める。デジタル化等の取組みにより歴史
20 公文書の利用促進を図る。

21 武蔵野ふるさと歴史館は、市の歴史文化を次世代に伝える活動の拠点として、シビックプライドを醸
22 成する役割をさらに果たして行く。各種講座等を通じて生涯学習としての学びを推進する一方、武蔵
23 野市の歴史の調査、研究を引き続き行い、その成果を積極的に市民へ発信する。

24 (3) 図書館サービスの充実

25 来館困難者への図書館サービスについては、電子書籍サービス等を拡充し利便性の向上を図る。

26 令和2(2020)年度に中央図書館を市が直接管理運営する方針を定めたことから、図書館職員の専
27 門性の増強が必要である。図書館人材育成計画に基づき司書講習への職員派遣を行うなど、多様な
28 経験を蓄積し、図書館行政を担う職員の専門性向上を図っていく。

29 また、庁内の各部署や市民活動団体等と図書館の連携を進め、地域の課題解決に図書館の資源
30 を活用できるよう取り組む。

31 子ども読書活動については、乳幼児期からの切れ目のない読書活動や連携事業を推進する。また、
32 学校への図書館資料貸出の拡充をはじめ、公共図書館として可能な学校図書館の支援を行う。さら
33 に、司書体験や各種ワークショップなど、YA世代*をターゲットとした企画事業を行い、幅広い子ども
34 読書活動の推進を図る。

35 (4) 市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備

36 国際スポーツ大会のレガシー*を生かし、性別、年齢、障害の有無などを問わず、市民の誰もがス

1 ポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられるための取組みを進める。さらに、アーバンスポーツやデ
2 ジタルを活用したスポーツなどの新たなスポーツとの出会いの創出や、トップアスリートとの交流など、
3 これまで以上のスポーツの楽しみ方を提供する。また、市内民間企業やスポーツ関連団体等との役
4 割分担や連携の強化を図り、スポーツの場の提供、指導のノウハウや人的支援等、スポーツ環境の充
5 実を図る。

6 市民スポーツの拠点である総合体育館は、今後も多くの市民に利用され、多様なスポーツ文化を
7 創出できるよう、大規模な改修工事を行う。市営プールについては、現在の課題を解消しつつ、さらな
8 る市民のスポーツ推進を図るため、屋外プールの廃止を支持する市民アンケートの結果も考慮し、全
9 天候型の屋内プールの充実を検討する。

10 旧桜堤小学校跡地は、隣接する市立学校の改築等整備状況を勘案し、当面は近隣の小中学校の
11 校庭等として活用する。

13 **基本施策7 まちの魅力を高め豊かな暮らしを支える産業の振興**

14 本市は緑豊かな住宅都市であるとともに、商業施設や飲食店が集積し、広域的な集客力を持つ吉
15 祥寺を有し、市民のみならず多くの人々に親しまれるまち、多様な文化を発信するまちとして発展して
16 きた。

17 取り巻く環境が時代とともに変化する中で選ばれるまちであり続けるため、都市や地域の抱える
18 様々な課題に市民、事業者、関係団体及び行政が一体となって取り組む。市内三駅圏の特性を生か
19 した都市型産業を育成し、本市の魅力の発信や地域の産業振興を図っていく。

20 また、産業としての農業を継続するための支援を進めるとともに、災害時の避難場所や景観等の点
21 からも市民生活において重要な役割を持つ農地の保全を図る。

23 **(1) 産業の振興**

24 第三期武蔵野市産業振興計画の推進を通じて、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした社会の
25 変化に適応した産業振興施策を展開する必要がある。そのうえで、実態に合わせた施策・事業を実施
26 することを目的として、計画策定や経済対策検討時に随時実施してきた市内産業実態調査のあり方を
27 見直し、定期的な調査としてあり方を検討する。

28 また、近年の生産年齢人口の減少等を背景とした商店街の担い手不足や中小規模事業者の後継
29 者不足などに対応するために、市内三駅圏の商店会における現状と課題把握をし、それぞれの地区
30 で求められる取組みについて検討する。さらに、コロナ禍の緊急経済対策として実施してきた「商店会
31 活性出店支援金」事業は、今後もまちの活性化に資するような制度として、再構築を検討する。創業・
32 事業継承支援事業については、相談窓口としての認知度を高め、希望者が相談に繋がるように広報
33 を強化していくほか、引き続き、認定創業支援施設との情報共有・連携を進めることで市全体として支
34 援の取組みを強化していく。さらに、高度化、専門化する相談内容に対応するため、専門家の活用に関
35 ついて検討する。

36 令和3(2022)年度に実施した製菓事業者と市内農業者とを結ぶ取組みは、地元事業者が市内産

1 農産物に高い関心があることや事業者連携が市内経済に好循環を生み出すという気づきがあった。
2 それを受け、令和4(2023)年度には市内事業者同士のマッチングやコラボレーションを進めるための
3 プラットフォームとして「CO+LAB MUSASHINO」*を試行実施している。この「CO+LAB
4 MUSASHINO」*については、試行事業を継続しつつ、令和6(2024)年度以降の本格実施を見据えた
5 事業のあり方を検討するとともに、クリエイティブ産業を含めた本市の新たなチャレンジ事業として魅
6 力創出を図る。

7 ふるさと応援寄附の制度を活用した市の魅力発信の方向性については、引き続き検討していくほ
8 か、新規事業者の開拓にも継続的に取り組む。また、体験型の返礼品を増加させることで、来街者を
9 増やす仕組みを構築していく。さらに、本市への寄附額を増やすために、広報の充実、返礼率の見
10 直しを図るほか、制度利用者にとっての利便性向上にも引き続き取り組む。

11 **(2) インバウンド型・地域密着型も含めた観光推進**

12 コロナ禍の影響によるインバウンド需要が激減したことなどの社会変化を鑑み、改めて観光推進の
13 あり方を検討する。また、観光事業として取り組んでいる土産品の発掘・販売、フィルムコミッション事
14 業及び観光ボランティアガイド養成などは、今後の観光推進のあり方や、マイクロツーリズム等の地域
15 密着型の都市観光の視点を加えた検討する。

16 これまでの観光事業では、効果測定に課題があったが、今後はそれぞれの事業目標等を明確に
17 設定することで、現実的な事業評価を実施し、その評価結果に応じた事業の統廃合や新たな事業創
18 出に取り組む。

19 **(3) 農業の振興と農地の保全**

20 市内農家戸数は漸減しており、高齢の従事者が依然として多い状況である。

21 そのため、今後は相続等に起因する農地売却等により市内農地面積が減少傾向となることや、高
22 齢な農業者も多いことから適正な肥培管理や営農継続が困難となることが予想される。

23 農地は基本的に私有財産であるため、農地の減少を防ぎ、保全を行うことについて、行政が直接的
24 に関与することは困難であるが、災害時の避難場所や雨水の涵養などの都市における重要な役割や
25 都市農地の持つ社会的、文化的価値を市民と共有するとともに、農業者による経営改善や経済的支
26 援に関する働きかけを行い、農地貸借のマッチング支援や農福連携事業の検討及び推進、新たな援
27 農ボランティア制度の構築検討などといった、行政が主体的に取り組むことができる支援の方策につ
28 いて引き続き検討する。

1 (4) 緑・環境

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 刻々と変化する環境問題への対応

日々変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐために、環境啓発施設エコプラザ(仮称)を拠点として、必要な情報の発信、各主体が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。

また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮した行動を促す。

2 地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境、市民生活等への影響が顕在化しているため、全市的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ化・スマート化を推進することで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世代の子どもたちに引き継ぐため、「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、緑を基軸としたまちづくりを推進していく。

4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

市民、事業者及び市が、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主体的に取り組むとともに、安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を目指す。

5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

日々生じている気候変動、グローバル化の進展等により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれているため、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

また、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。

7月6日(木)第15回策定委員会で提示予定

1 (5) 都市基盤

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

都市空間が魅力的な場所であり続けるため、市民が自ら地域を豊かにする活動に取り組める環境を整備し、地域の実情にきめ細かく対応する必要があり、地域特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、武蔵野市都市計画マスタープランにおいて土地利用の適切な誘導を促す。

また、武蔵野市景観ガイドラインに基づき、良好な景観形成等を図る。

2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

老朽化した都市基盤施設等の安全性の確保や防災機能の向上のため、中長期的な財政状況、社会情勢の変化等を踏まえ、都市基盤施設等の計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実現していく。

(1) 道路分野

安全・安心な道路サービスを提供し続けていくために、効率的な維持管理に努め、市民と行政とが共に道路を維持管理していく仕組みを構築する。

(2) 下水道分野

安定的・持続的に良質な下水道サービスを提供していくため、経営の健全性の確保と計画的・効率的な下水道施設全体の管理を行い、下水道施設の機能確保を図る。

(3) 水道分野

水道水の安定供給を図るため、水道施設の適正な維持管理、更新等を行い、都営水道への一元化を目指した取組みを推進していく。

(4) 建築分野

災害等に対する安全性の確保や商業地、住宅地等のまちの環境の保全のため、民間関係機関と連携し、安心して秩序あるまちづくりを推進していく。

3 誰もが利用しやすい交通環境の整備

地域公共交通*の充実による誰もが安全・安心に利用できる交通環境の確保及び自転車利用環境の整備を推進するとともに、交通に関する新技術を注視しながら、交通管理者、交通事業者等と連携し、市民の移動手段の充実を図る。

4 安全で快適な道路ネットワークの構築

未だ事業化されていない都市計画道路のうち、歩道幅員や自転車の走行空間が十分に確保されていないものについては、整備に向けた対応を行う。生活道路への安全対策として、地域交通の安全性や防災性の向上のため、交通安全の取組みや狭あい道路等の拡幅整備を行う。その他の事業化されていない都市計画道路や構想段階の区画道路については、社会情勢や交通需要を踏まえ、必要性の検証を継続的に行い、必要な見直しを進める。

5 安心して心地よく住み続けられる住環境づくり

安心して住み続けられる良好な住環境を形成するため、市民、地域、事業者、関連団体等と連携を図りながら、ハード・ソフト両面から住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。

6 活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり

市内三駅周辺において、それぞれの地域の魅力を生かしながら、活力とにぎわいを創出する取組みを推進していく。

(1) 吉祥寺駅周辺

地域住民、地元事業者、企業等と連携して、吉祥寺の新たな将来像に向けたまちづくりを推進するため、NEXT－吉祥寺に基づき、セントラル、パーク、イースト、ウエスの各エリアの特性を生かしたまちづくりに取り組んでいく。

(2) 三鷹駅周辺

三鷹駅北口街づくりビジョン*に基づき、地域に関わる様々な主体と連携し、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。

(3) 武蔵境駅周辺

武蔵境駅周辺の未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。市民、市民活動団体、事業者等による活動への支援を継続しつつ、駅周辺エリアの魅力を向上させ、発展させるための取組みについて検討する。

1

2

7月6日（木）第15回策定委員会で提示予定

1 (6) 行財政

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 市民参加と連携・協働の推進

高齢世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る。

より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との連携・協働の取組みを推進していく。

2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション*

様々な手段を活用し、市民に確実に市政情報を届ける仕組みを構築するとともに、市民の多様なニーズ、地域が抱える課題等を的確に把握するため、広聴手段の充実を図る。

また、住み続けたい・住みたい・訪れたいとの思いを高める本市への愛着の醸成に取り組み、来街者も含めた広い対象に対してシティプロモーション*を戦略的に進めていく。

3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用

個々の公共施設等の維持・更新にとどまらず、本市の将来像を見据えた総合的な視点で新たな価値を創造する「再構築」の考え方を持って、武蔵野市公共施設等総合管理計画を基に取組みを推進する。

また、市有地を有効に活用し、市民サービスの拡充を図るとともに、持続可能な財政運営を行っていくため、管理コストの節減と歳入の増加にも一体的に取り組む。

4 社会の変化に対応していく行財政運営

経営力の強化と行財政改革を推進し、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分していく。ICTを積極的に活用し、市民サービスの質、業務の正確性・効率性の向上や、職員のワーク・ライフ・マネジメント*の実践につなげていく。また、市政運営上の様々なリスクへの取組みをさらに強化していく。

財政援助出資団体*の経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を行っていく。

5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化

既存業務の効率化と再構築を進めるとともに、職員の資質と能力を伸ばし、多様性を最大限に生かして、組織力の向上を図るため、先進的な行政に資する有為で多様な人材の確保・育成の強化と、各職員が十分に力を発揮できる環境づくりや人事・給与制度の改善に取り組む。

2

3 この分野は、拡大し高度化する公共課題に対して限られた経営資源を最大限有効に活用し、市民

4 に信頼される市政運営を推進するために必要な体制や仕組みの整備を主たる目的とする。市民自治

5 によるまちづくりの発展に向けて、市民参加と多様な主体との連携・協働を推進するとともに、希望と

6 活力に満ちた将来の武蔵野市を築くための挑戦ができる財政状況を確認し、その健全性を将来にわ

7 たり維持していく。また、長期の視野に立った優先度の高い重要な施策については、未来への投資と

1 して、失敗を恐れずに検討し、取り組む。そのため、事業の見直し等による市職員の業務負荷の改善
2 や人材育成の充実を図る。

3 4 **基本施策1 市民参加と連携・協働の推進**

5 本市の市民自治による市政運営や共助のまちづくりは、活発な市民参加と協働の取組みにより支
6 えられてきたが、参加する市民の固定化に伴い、市民参加の裾野の拡大が課題となっている。高齢
7 世代のほか、まちの将来の担い手として期待される若者、子育て世代、転入者等の市政や地域への
8 参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を高め、市民自治によるまちづくりの発展を図る。

9 より丁寧で効果的な市民参加手法を整え、市民・市民団体をはじめとする様々な主体との「対話」を
10 重視した連携・協働の取組みを推進する。

11 12 **(1) 自治基本条例*に基づく市政運営**

13 重要な条例や計画、施策等具体的な市政運営を通して、武蔵野市自治基本条例*に基づく市民自
14 治の考え方について再確認する機会を、長期計画策定前等に設ける。また、住民投票制度について
15 は、有識者との論点整理を踏まえ、市民等との熟議・熟慮を重ねながら検討を進め、本市の市民自治
16 にふさわしい住民投票条例の制定を目指す。

17 国等からの要請により各分野において多くの計画等が策定されており、計画の改定等に多くの労
18 力が割かれている。必要に応じて既存の計画の再編や今後新たに策定する場合には、既存計画との
19 統合を検討し、市民にとってより分かりやすい市政運営と事業執行への適切な行政資源の配分を図
20 る。

21 **(2) 市民参加の充実と情報共有の推進**

22 市政への関心・愛着・主体意識を高め、市民参加の機会を広げるため、情報発信の工夫やデジタ
23 ル技術を活用した手法を検討する。特にまちの将来の担い手となる中高生世代など若い世代に対し
24 ては、意見聴取の場を一層広く設けるほか、自らの目線で情報発信する仕組みの研究など、より意見
25 表明しやすい環境づくりに努める。

26 また、市民同士の活発な議論を促し、参加者同士の一体感や今後の市政参加への意欲醸成を図
27 るため、市民ファシリテーター*の活用や参加後の市政情報の提供などにより、次の市政参加につな
28 がる取組みを行う。

29 **(3) 様々な主体との連携・協働の推進**

30 公共課題の多様化と量的拡大に対応するため、市民・市民団体の主体性を生かした連携・協働のさ
31 らなる充実のほか、財政援助出資団体*や民間企業・大学等それぞれの強みを生かした公民連携の
32 積極的な活用を検討する。また、近接自治体との情報共有や連携によるまちづくりや事例検討、合同
33 勉強会などにより、効率的・効果的なサービス提供を進める。

34 市職員が地域に出向く機会を創出し、市民とともに学び、市民との信頼関係及び相互理解を深め、
35 地域との連携・協働を推進する。

1 **基本施策2 効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション***

2 市民と市が情報を共有し、透明性を高めていくことが市政への信頼向上に不可欠である。様々な手
3 段を活用し、市民に多面的に市政情報を届ける仕組みを構築するとともに、市民の多様なニーズ、地
4 域が抱える課題等を的確に把握するため、広聴手段の充実を図る。

5 また、住み続けたい・住みたい・訪れたいとの思いを高める本市への愛着を醸成し、来街者も含め
6 た広い対象に対してシティプロモーション*を戦略的に進める。

7 8 **(1) 「伝える」「伝わる」情報提供の推進**

9 市政の課題解決のためには、市民の参画と協働が重要である。そのための土台として、市民が求
10 める市政情報を分かりやすくかつ正確に発信し、市民と市との信頼関係の強化を図る。加えて、市民
11 のライフスタイルの多様化やデジタル技術の発展など社会環境の変化を踏まえ、市民に対して分かり
12 やすく、適切な方法でより親しみやすい情報発信を強化するため、外部人材の知見や技術を積極的
13 に役立てていくことを検討し、伝わる情報提供を進める。

14 **(2) 広聴の充実と広聴・広報の連携の推進**

15 市民の多様なニーズを的確に把握するため、隔年で交互に実施している「市政アンケート」*と「市
16 民意識調査」*について、市民意識調査*の実施手法等の拡充や市政アンケート*のあり方も含めた
17 再考が必要である。デジタル技術を活用し調査頻度や調査対象を拡充するなど、両者の利点を組み
18 合わせた手法を検討する。行政評価制度との連動、広報との連携により、把握した市民ニーズの全庁
19 的な共有と施策への反映を行う。

20 「市民と市長のふれあいトーク」や「市長への手紙」等の各種広聴手段の取組みとともに、相談業務
21 において来庁や訪問が不要な場合については、情報セキュリティを考慮しながら、オンライン相談の
22 導入を検討し、相談体制の充実を図る。

23 **(3) シティプロモーション*の推進**

24 地域間競争や少子高齢化が加速する中で、多様化する市民ニーズや価値観の変化に対応したシ
25 ティプロモーション*を展開するには、従来から一歩進んだ戦略的な取組みが求められる。本市が持
26 続的に発展し、市民参加によるまちづくりを進めていくために、市の政策や事業、地域独自の魅力を
27 さらに磨き上げるとともに、市内外へ積極的に発信し、本市の魅力と都市ブランド(まちの認知度・信
28 頼度)を向上させ、市民が地域に対する愛着と誇りを感じることができる取組みを進める。

29 30 **基本施策3 公共施設等の再構築と市有地の有効活用**

31 公共施設や都市基盤施設は、市民生活を支えるとともに、まちの魅力や都市文化を醸成する
32 重要な要素である。今後は個々の公共施設等の維持・更新にとどまらず、第2期武蔵野市公共
33 施設等総合管理計画に基づき、本市の将来像を見据えた大きな視点をもって、必要な投資は行
34 いながら新たな価値を創造するなど、施設の再構築を図る。

35 公共施設や都市基盤施設の整備及び管理の適正化、サービスの提供主体の最適化、公共施設
36 のあり方の見直し、未利用市有地の有効活用を進めるうえで、従来の考え方にとらわれるこ

1 となく、市民との協働や民間活力の活用による公民連携により取組みを推進する。

3 (1) 公共施設等の計画的な維持・更新

4 第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画に基づき、市全体の将来像を見据え、総合的かつ分野
5 横断的な検討によって取組みを進める。計画策定後の急激な建設物価の上昇などの社会情勢の変
6 化を踏まえ、公共施設の複合化、多機能化、更新時期等の検討を行いながら、第3期公共施設等総
7 合管理計画の策定を行い、財政負担の軽減・平準化を図る。

8 市内公共施設の老朽化が進み、築後30年以上経過する建物が70%を超えている。武蔵野市公共
9 施設保全改修計画に基づき、建物の用途や規模等に応じた適正な改修手法を選択し、計画的に実
10 施していくことで、目標耐用年数までの健全な機能維持を図る。また、効率的な機能維持の実現に向
11 け、複数の公共施設を包括的に維持管理する仕組みについて検討する。

12 昨今の社会情勢による物価上昇、製作納期遅延(長納期化)に対応するため、債務負担行為をこれ
13 まで以上に積極的に活用し、適切な工期を確保することにより、確実な工事履行を図る。

14 (2) 市有地の有効活用

15 一定年数活用されていない市有地のうち、立地条件や敷地条件などにより将来的に公共事業用地
16 として活用が見込める土地は、市の適正な関与を残しながら民間事業者に活用を委ねていくなど、新
17 たな手法も研究するほか、一時貸付けや暫定活用も行いながら、まちの魅力向上や市民サービスの
18 拡充につなげる。今後も公共的活用が見込めない土地は、本来あるべき市街地環境の形成や、歳入
19 確保につなげるために、売払いに係る判断基準等を整理、明確化するなど、平成21(2009)年に策定
20 した「未利用・低利用地の有効活用に関する基本方針」の見直しを行い、適時適切な売払いを行う。

21 旧赤星鉄馬邸など市有財産の利活用にあたっては、本市の地域特性などを踏まえつつ、これまで
22 の行政分野を超えて本市が抱える公共課題に資する最適な事業手法を選択することが重要であり、
23 公民連携の視点も持ちながら取り組んでいく。

24 PPPガイドライン*を改定し、市有地貸付け方式だけではなく本市における公民連携のあり方を幅広
25 に整理することで、本市の実情に沿った運用を図っていくとともに、これまでの経験を踏まえ、公民連
26 携の取り組み体制を整備、強化していくことを検討する。

28 基本施策4 社会の変化に対応していく行財政運営

29 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた行財政運営が求められる。変化が激しい社会経済状
30 況において、健全財政を維持しつつ、より質の高い行政運営を行えるよう、公民連携等も活用した行
31 財政改革を推進し、限られた経営資源を優先度の高い施策に積極的に配分するなど経営力を強化し
32 ていく。進歩の目覚ましいデジタル技術を積極的に活用し、市民サービスの質、業務の正確性・効率
33 性の向上や、職員のワーク・ライフ・マネジメント*の実践につなげる。また、市政運営上の様々なりス
34 クへの取組みをさらに強化する。

35 市とともに公共サービスの一部を担っている財政援助出資団体*については、設立目的や役割等
36 を考慮しながら、より効率的・効果的な運営に向けて経営改革等を支援し、適切な評価と指導・監督を

1 行う。

2

3 **(1) 経営資源を最大限活用するための仕組みの構築**

4 新たな行政評価制度(案)は、本計画策定過程での試行から得られた知見を踏まえ、次期長期計
5 画策定において本格実施できるように完成させる。

6 新たな事務事業見直しの仕組みについては、必要な施策を効率的に実施するための基盤として、
7 予算概算要求や政策再編等との連動を意識しながら運用するとともに、デジタル技術や民間活力の
8 活用等を通じた業務効率化の契機として活用する。

9 **(2) 健全な財政運営を維持するための体制強化**

10 物価高騰のほか、公共施設の建替えの本格化などにより、今後、投資的経費等の事業経費の増大
11 が見込まれる。そのような中にあっても、財政規律を維持しながら、必要な投資については積極的に
12 行う必要がある。

13 歳入確保に向けて、市税等徴収率の維持・向上、適切な債権の管理、基金と市債の活用、市有財
14 産の有効活用、広告料収入の拡大など様々な取組みを行う。ふるさと納税制度による減収の度合い
15 が年々増大していることから、減収状況や市政への影響度合いを的確に把握するとともに、その状況
16 を市民に対してわかりやすく周知し、減収拡大の抑制を図る。

17 同時に、歳出については、事務事業及び補助金等の見直しの実施、政策再編による事業の組み
18 替えや廃止を行い、経常的事業経費の節減に取り組みながら、より重要な施策への予算配分を行う。

19 入札・契約制度を取り巻く社会の多様な要求に応えることやそのためのコスト負担について、公平
20 性・透明性・競争性を維持しつつ、入札・契約制度のあり方を常に検証し、改善を図る必要がある。物
21 価高騰を含む様々な社会情勢の変化に対応できるよう、多様な発注方式の研究及び実施に関して、
22 庁内に設置した入札制度等検討委員会において多角的な視点から検討する。

23 **(3) 自治体DX*の推進**

24 職員のワーク・ライフ・マネジメント*を支援しつつ、質の高い市民サービスを提供するため、また社
25 会・経済の変化に対応していくため、武蔵野市第七次総合情報化基本計画に基づき、行政文書の電
26 子化のほか、AI*やクラウド等のデジタル技術の活用により、行政サービスの利便性向上、業務生産
27 性の向上、情報セキュリティ対策の強化等、全庁横断的なDX*推進に取り組む。あわせて、新たな行
28 政サービスについても検討する。

29 **(4) リスク管理能力・危機対応力の強化**

30 市政運営におけるリスクの早期発見と発生防止のため、各種点検等の内容や方法を適宜見直し、リ
31 スク管理の一層の強化を図る。

32 地方自治法の改正により、努力義務化された内部統制*制度の導入については、本市のような小
33 規模自治体においては負荷も大きいと見られ、従前から行っているリスクマネジメントの取組みとの関係を
34 整理したうえで検討する。

35 災害時の執行体制や対応手順等を定めた業務継続計画(BCP*)や、本市職員のみでは対応がで
36 きない事態を想定した受援マニュアル*についても適宜見直しを図る。

1 インターネットのリスク対策、情報システム環境の変化に合わせた情報セキュリティポリシーの改定
2 などを行い、「市民の利便性の向上」と「個人情報を含む機密情報の保護」の両立に向けた情報セキ
3 ュリティ対策を行う。

4 **(5) 行政サービスにおける受益と負担の適正化**

5 行政サービスにおける受益と負担の公平性を維持するため、定期的な手数料・使用料の一斉見直
6 しを引き続き行う。今後、利用者が負担すべき費用の範囲や新たな課題への対応について第三者の
7 意見を取り入れるため、審議会の設置等について検討する。

8 国民健康保険においては、被保険者の高齢化、医療技術の高度化に伴い、医療費は増加傾向に
9 ある。保険者として、武蔵野市国民健康保険財政健全化計画に基づき、医療費の適正化等による歳
10 出の抑制や、収納率の向上、保険税率の見直しなどによる歳入の確保に取り組む。また、東京都国
11 民健康保険運営方針や国の動向にも注視し、適正な国民健康保険事業の運営を目指す。

12 **(6) 財政援助出資団体*の経営改革等の支援、指定管理者制度の効果的な運用**

13 変化の激しい現代社会において、公共課題や市民ニーズに鋭敏かつ的確に対応することがこれま
14 で以上に求められる。専門的な公共サービスを機動的かつ安定的に提供する主体としての財政援助
15 出資団体との関係は、設立時の出資・出捐という関係のみならず、公共課題を連携・協働して解決す
16 る主体同士の関係として捉えることも必要である。このような視点に立ち、「財政援助出資団体*に対
17 する指導監督の基本方針」を改定する。また、指定管理者制度について、公の施設の設置目的をい
18 かに達成するかという観点に立って、指定管理者制度に関する運用指針に基づき効果的に運用する。

19 **(7) 新たなニーズに応える組織のあり方の検討**

20 市民ニーズの多様化・複雑化に伴う分野を超えた地域課題の解決に向け、コロナ禍での柔軟な組
21 織運営の経験も踏まえ、既存の各部・課をまたがる分野横断的な事業に取り組めるよう、引き続き組織
22 再編やプロジェクトチームを編成する。また、所管の事務分掌に留まらず、分野横断的な事業の全体
23 像を共有し、活発な議論を通して、創意工夫や新たな取組みにつなげる。

25 **基本施策5 多様な人材の確保・育成と組織の活性化**

26 時代により変化し、多様化・高度化する公共課題に的確に対応し、本市の魅力と活力を高めていく
27 ため、最重要となる経営資源は、人材である。今後新たな公共課題に対応していくためには、既存業
28 務の効率化と再構築を進めるとともに、職員の資質と能力を伸ばし、多様性を最大限に生かして、組
29 織力の向上を図る必要がある。そのため、先進的な行政に資する有為で多様な人材の確保・育成の
30 強化と、各職員が十分に力を発揮できる環境づくりや人事・給与制度の改善に取り組む。

32 **(1) 課題に的確に対応できる人材の確保・育成と組織の活性化**

33 高度化・複雑化する公共課題に適切に対応するため、民間企業や国・他自治体の採用動向を踏ま
34 えたうえで多様な人材を確保するとともに、より適切な配置や育成を行うための方策を検討する。特に
35 一般技術職については、近時の採用の厳しさを踏まえ、庁内ワーキングやインターンシップの活用等、

1 採用を支援する全庁的な体制を構築し、多様な採用手法を検討する。福祉職などの他の専門職につ
2 いては、そのあり方や人材確保の方策を検討する。

3 また、市内外の有識者、国、他の自治体、民間企業及び調査研究機関等とのネットワークの強化、
4 交流や派遣研修の充実を図るとともに、特にDX*推進のための取組みを強化する。加えて、副業と兼
5 業の進展にともない、専門的な知見、技術を有する市民を活用した人材登用についても研究する。

6 **(2) 組織活性化に向けたダイバーシティ*推進とワーク・ライフ・マネジメント*支援**

7 労働・生活をめぐる環境の多様化を踏まえ、全ての職員が仕事と生活のバランスを取り、心身ともに
8 健康で意欲をもって能力を十分に発揮できるよう、職員間での業務負担の平準化、超過勤務削減に
9 向けた取組みや有給休暇取得の促進、テレワークの本格導入、メンタルヘルスケアの取組みを強化
10 する。障害者の任用推進、女性職員のキャリア形成の支援など、ダイバーシティ*の取組みと、職員の
11 働きやすい環境づくりも引き続き推進する。また、所属にとらわれない職員間の意見交換が円滑に行
12 われるような職場の風土を醸成する。

13 定年延長制度*の実施を踏まえ、高年齢層の職員の増加を踏まえた適切な組織運営について検
14 討するとともに、職員のモチベーションを維持・向上し、かつ、これまで培ってきた知見を生かす職務
15 のあり方を検討する。

16

1 7 財政計画

8月7日（月）第17回策定委員会で提示予定